



筑西市 環境基本計画

～ ゆたかな水と緑と人が
共生するまち 筑西 ～

平成 29 年度 ～ 平成 38 年度



平成 29 年 3 月



筑西市
CITY OF CHIKUSEI

はじめに

筑西市は、筑波山を望む美しい景観、鬼怒川や小貝川、勤行川（五行川）などの清らかな河川、田園が広がる緑豊かな自然環境に恵まれ、米・こだますいか・梨をはじめとする農産物は、全国有数の生産額を誇っております。

また、商業や工業の集積も見られるとともに、歴史的資源や伝統文化が継承され、今日まで県西地域の中心的な役割を担ってまいりました。

近年、社会経済の発展や生活様式の多様化に伴い、快適で豊かな生活を営む一方で、身近な自然環境の減少、廃棄物問題、温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化などの環境問題は地球規模に拡大し、深刻な事態となっております。

本市では、こうした状況を踏まえ、豊かで快適な環境の保全と創造を図ることを目的として、平成 27 年 3 月に「筑西市環境基本条例」を制定し、さらにこのたび、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「筑西市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西」を将来像に掲げており、この計画に基づき、今日の環境問題に対処し、豊かな自然環境や歴史的資源を継承していくとともに、中・長期的な視野に立ち、健康で文化的な生活を営みながら、環境負荷の少ない、総合的な環境づくりを推進してまいります。

そのためには、市民・市民団体・事業者の皆様と市が協働により進めていくことが重要であると考えておりますので、今後とも、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました筑西市環境審議会並びに筑西市環境基本計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントにご協力いただきました方々に心から感謝を申し上げます。

平成 29 年 3 月



筑西市長
須藤 茂

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の対象地域.....	2
第4節 計画の期間.....	2
第5節 計画に関わる主体とその役割.....	2
第6節 計画の対象範囲.....	3
第7節 計画の構成.....	3
第8節 地域の概況.....	4
第2章 環境の現状と課題.....	8
第1節 自然環境の現状.....	8
第2節 生活環境の現状.....	11
第3節 地球環境の現状.....	23
第4節 環境の課題.....	25
第3章 計画の方向性.....	28
第1節 環境の将来像.....	28
第2節 環境の将来像を実現するための目標.....	30
第3節 計画の体系.....	31
第4章 施策の展開.....	32
基本目標1 里地里山を守り育むまち.....	33
基本目標2 身近な生活空間を守り、資源が循環するまち.....	39
基本目標3 地球温暖化の防止に向けて行動するまち.....	46
基本目標4 環境を守る人を育むまち.....	52
第5章 重点施策.....	56
第6章 計画の推進.....	59
第1節 計画の推進体制.....	59
第2節 計画の進行管理.....	61

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

私たちは、快適で豊かな生活を営んでいます。昭和 20 年代から昭和 40 年代にかけて全国的に広がった公害問題や、昭和 50 年代からの自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による河川などの水質汚濁、資源・エネルギーの大量消費、廃棄物の増加など日常生活や事業活動に伴う都市型・生活型公害の表面化に対し、法整備による公害対策を行い、一定の成果を上げてきました。

物質的な豊かさと環境保全をある程度両立してきましたが、身近な自然環境の減少、廃棄物問題、温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化など、地球規模での環境問題が深刻化しています。

また、私たちの環境に対する意識の変化により、潤いや安らぎのあるライフスタイルを求めようになり、身近な環境を守り育むことへの意識の高まりがみられます。

本市には、鬼怒川や勤行川（五行川）、小貝川などの清らかな河川、緑豊かな筑波山を望む美しい景観、実り豊かな田園が広がる里地里山など身近な自然が残されています。近年、原子力発電に代わるエネルギー源として、急速に普及が進む太陽光発電設備の設置による開発などにより、里地里山の減少が懸念されています。

本市が持つ豊かな環境を守り育むため、平成 26 年度に「筑西市環境基本条例」を制定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行しています。条例の第 9 条では、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、『筑西市環境基本計画』（以下、本計画という）を定めることとしています。

『筑西市環境基本計画』は、今日の環境問題に対処し、豊かな自然環境や歴史的資源を継承していくとともに、中・長期的な視野に立ち、健康で文化的な生活を営みながら、市民・市民団体・事業者・市が協働した環境負荷の少ない、総合的な環境づくりを推進するための指針となる計画とします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、筑西市総合計画を環境面から実現していくものとして、環境に関わる計画の中で最も上位の計画であり、市の環境に関する施策を推進する上で、その指針となるものです。

なお、本計画は国や県の関連法、各種計画などと整合を図ります。

第3節 計画の対象地域

本計画の対象地域は、筑西市全域とします。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 10 年間とします。ただし、計画期間中においても、計画の進捗、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生など、状況の変化に適切に対応するため、必要に応じ見直すものとします。

第5節 計画に関わる主体とその役割

本計画に掲げる目標を実現していくためには、地域を構成する市民・市民団体・事業者・市のそれぞれが主体的に環境を守り育むための役割を分担し、相互に連携し協力していくことが必要です。

各主体の役割と連携は次のようになります。

市民

日常生活に伴う環境負荷を認識し、その低減に努め、自然環境の保全と環境に優しいまちづくりに向けた行動を自ら積極的に行います。また、市が実施する施策に参加、協力します。

市民団体

美化活動やリサイクル活動、自然環境の保全活動など、多岐にわたる主体的な行動により大きな役割を果たします。また、市が実施する施策に積極的に協力します。

事業者

事業活動に伴う環境負荷を認識し、自らの責任と負担において必要な措置を講じる責務を有するとともに、環境負荷の低減に積極的に努めます。また、市が実施する施策に積極的に協力します。

市

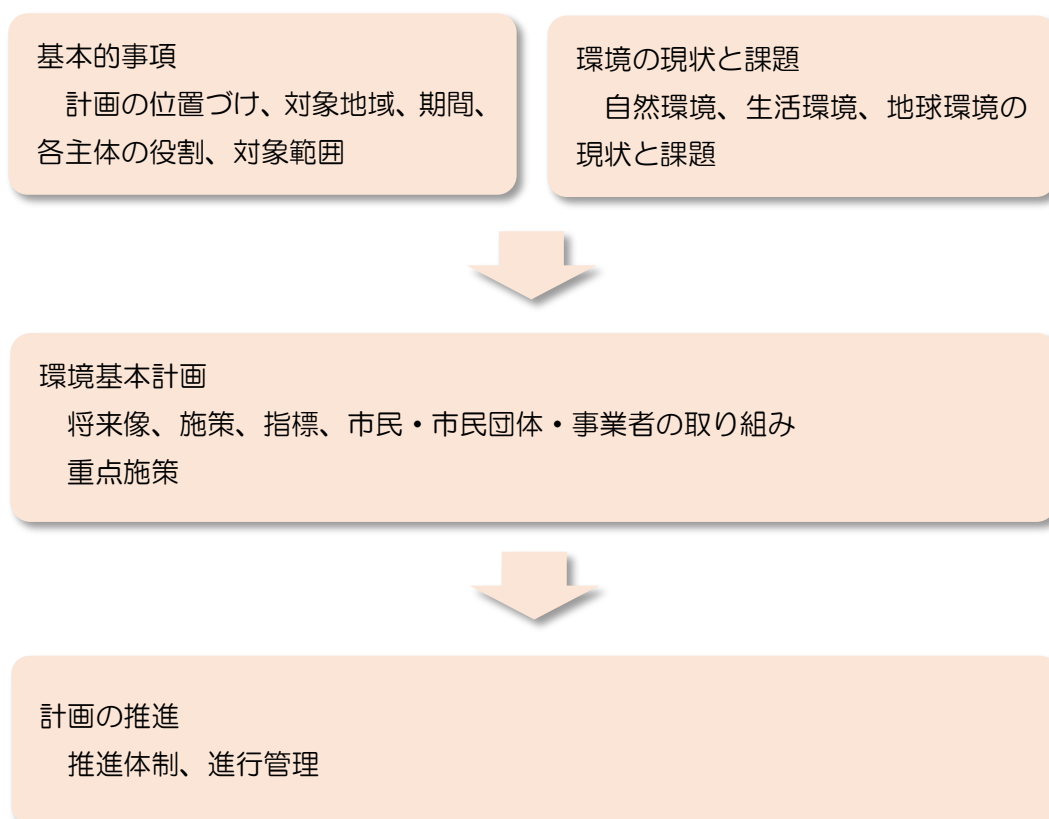
環境に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定し、自ら取り組むとともに、市民・市民団体・事業者と連携し、環境保全を推進します。広域的な問題に関しては、近隣市町、県、国との連携を図ります。

第6節 計画の対象範囲

本計画では、里地里山や生物多様性などの自然環境、大気環境や水環境、廃棄物などの生活環境、地球温暖化やエネルギー問題などの地球環境、環境への意識を向上させるための環境学習などの人づくりを行う協働社会を対象とします。

第7節 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。



第8節 地域の概況

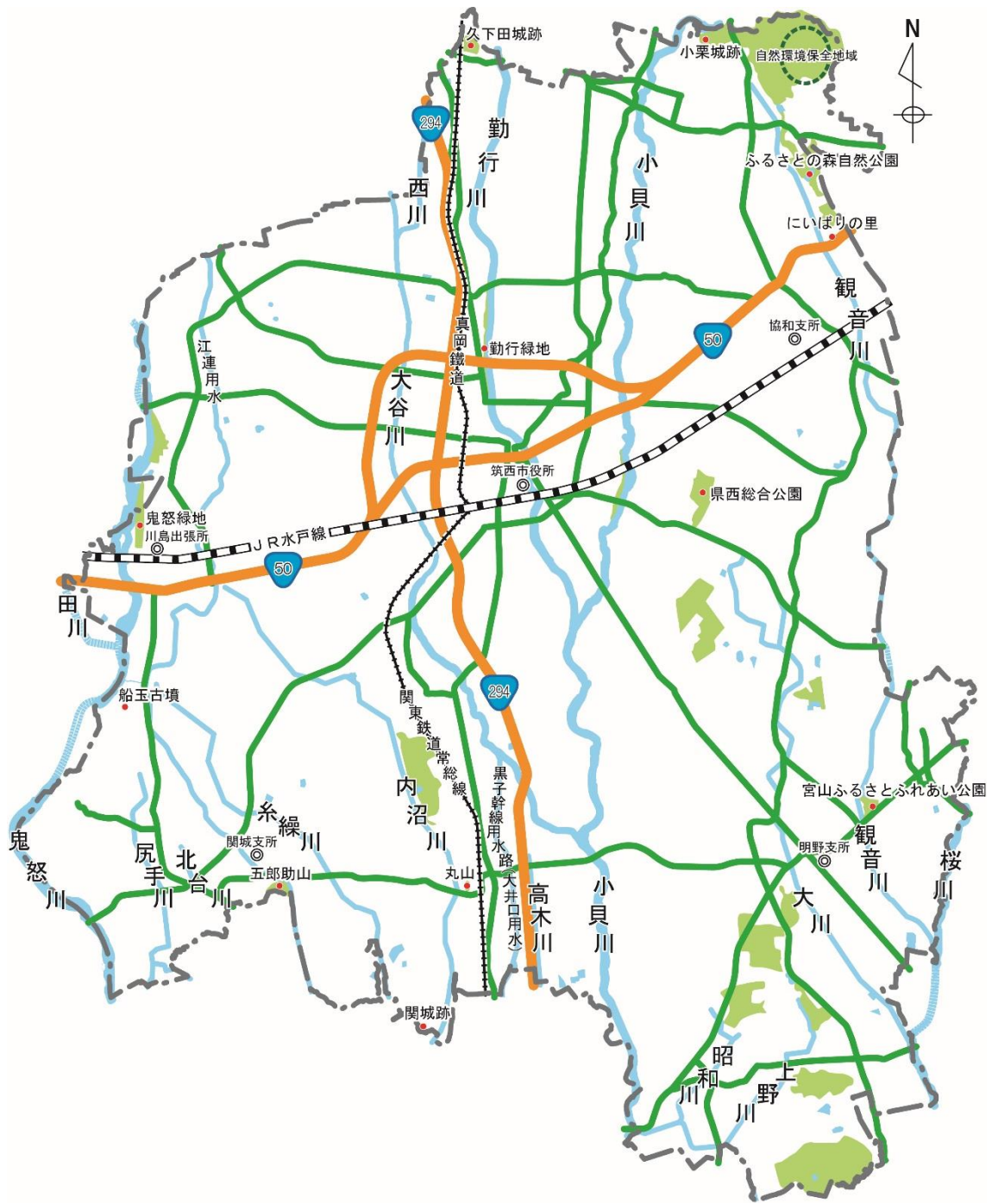
1 地 勢

本市は、東京から北へ約 70km の距離にあり、茨城県の西部に位置し、東西は約 15km、南北は約 20km で 205.30km² の面積を有しています。

南は、下妻市及びつくば市に、東は桜川市に、西は結城市、八千代町及び栃木県小山市、北は栃木県真岡市に隣接しています。



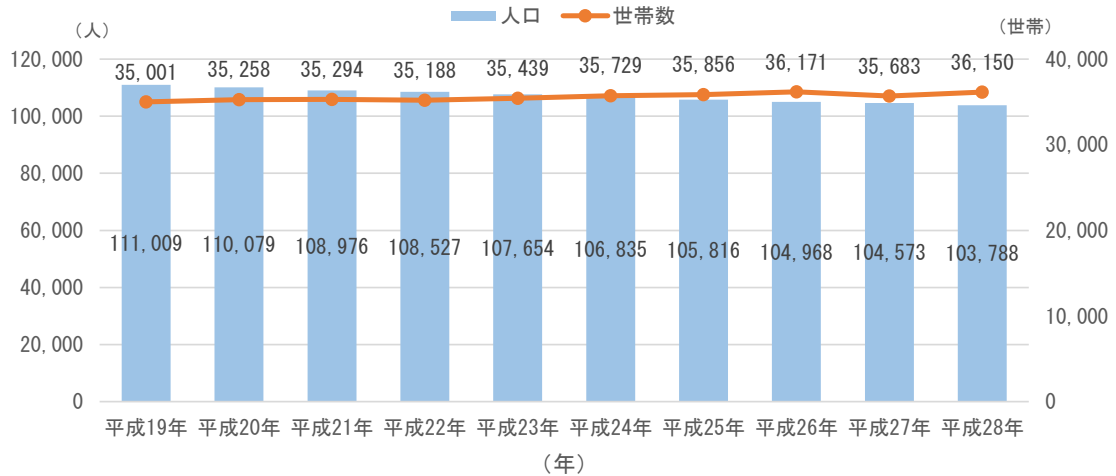
《本市の位置》



《本市の地勢》

2 人 口

本市の人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にあり、一世帯当たりの構成人数は減少しています。

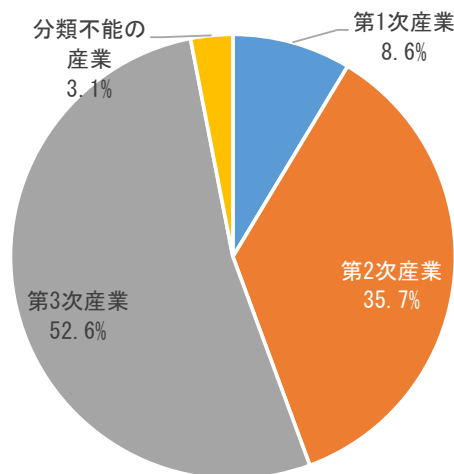


《人口と世帯数の推移》

出典：国勢調査及び常住人口調査

3 産 業

本市の産業別就業者数の割合は、サービス業などの第3次産業が最も多くなっています。

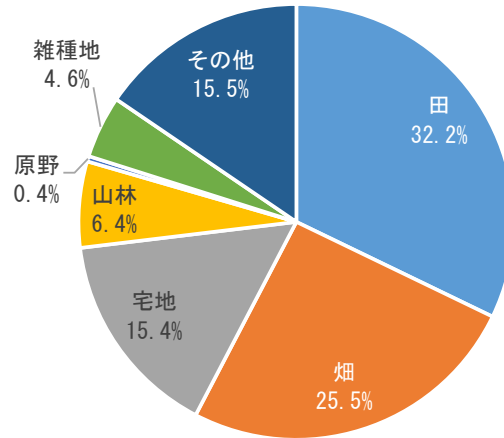


《産業別就業者数》

出典：平成22年国勢調査

4 土地利用状況

本市の土地利用状況は、田畑が約6割を占め、次いで宅地となっています。

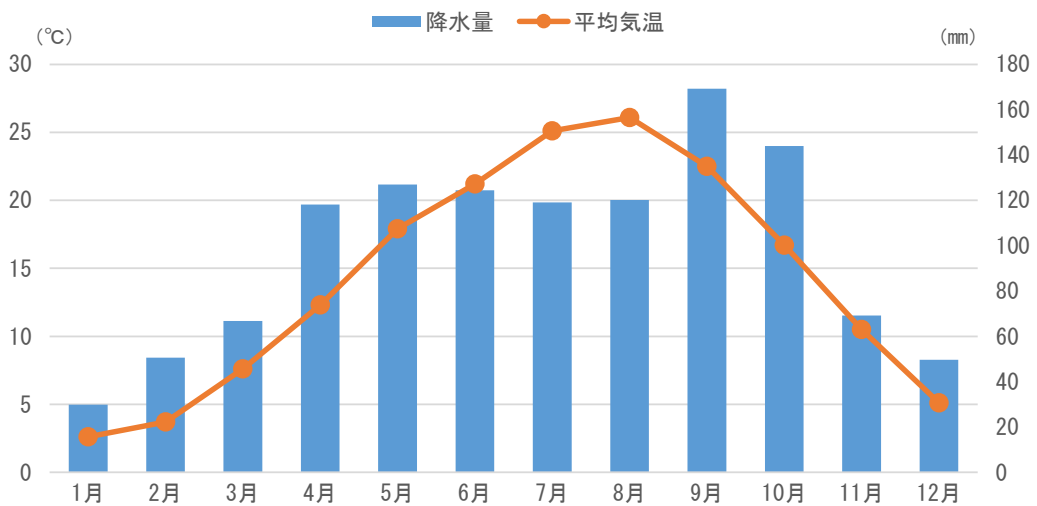


《土地利用面積の割合》

出典：土地に関する概要調書（課税課 資産税グループ）

5 気象

本市の気象は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、降雪はほとんどありません。



《平成19年～平成27年の各月平均気温、降水量の推移》

出典：気象庁統計データ

第2章 環境の現状と課題

第1節 自然環境の現状

1 里地里山

本市は、常総台地と鬼怒川、小貝川、勤行川（五行川）、大谷川、桜川の侵食によって形成された沖積低地の2つに分けられ、標高の高い山はなく、比較的平坦な土地となっています。市域には、古くから農業が営まれてきた田畑が広がり、寺社や史跡などの文化財が点在し、その周辺には社寺林や屋敷林が点在しています。

近年は、耕作放棄地や管理の行き届かない林の増加、太陽光発電設備の設置による里地里山の減少が見られます。



2 生態系

本市の里地里山には、多くの動植物が生息生育し、豊かな生物多様性が維持されています。また、近年では、河川の水質が改善されるとともに、環境に配慮した河川工事やサケの稚魚の放流活動などにより、サケの遡上が確認されています。

本市に生息生育しているとされる種のうち、茨城県のレッドデータブックで絶滅危惧種に指定されている種は、植物が43種、動物では鳥類がツミ、魚類がメダカとギバチ、昆虫類がオオムラサキとキベリマメゲンゴロウとなっています。

近年は、林や農地などの里地里山の開発や荒廃により、希少な動植物の生息生育域の減少がみられます。また、外来種などの影響により、その土地固有の生態系の衰退が懸念されています。



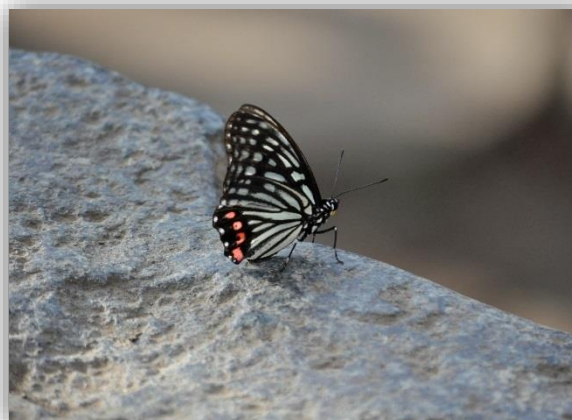
オオムラサキ



タガメ



アメリカザリガニ（外来種）



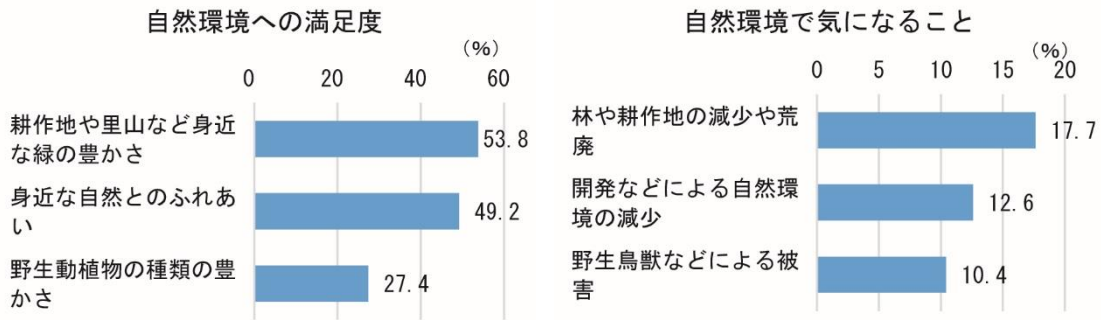
アカボシゴマダラ（外来種）

提供：ミュージアムパーク茨城県自然博物館

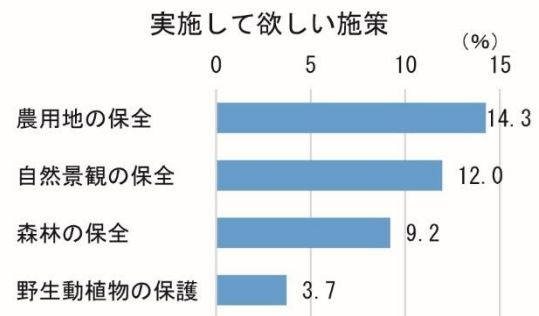
3 意識調査

市 民

自然環境への満足度は「耕作地や里山など身近な緑の豊かさ」で50%を超えています。自然環境で気になることは「林や耕作地の減少や荒廃」が最も高くなっています。

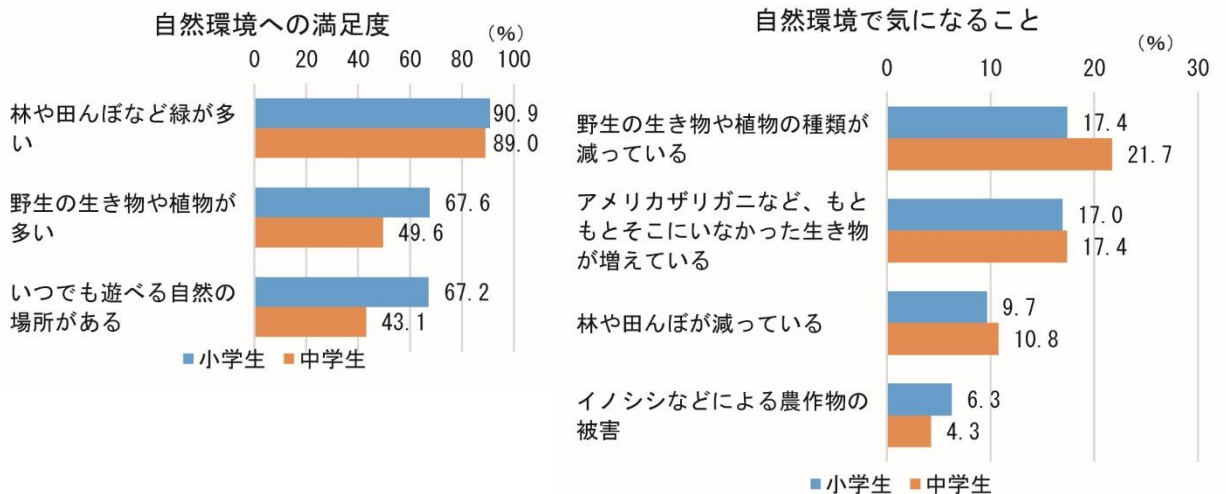


実施して欲しい施策としては「農用地の保全」が約15%で、自然環境への施策を望む声は、やや低い傾向にあります。



小中学生

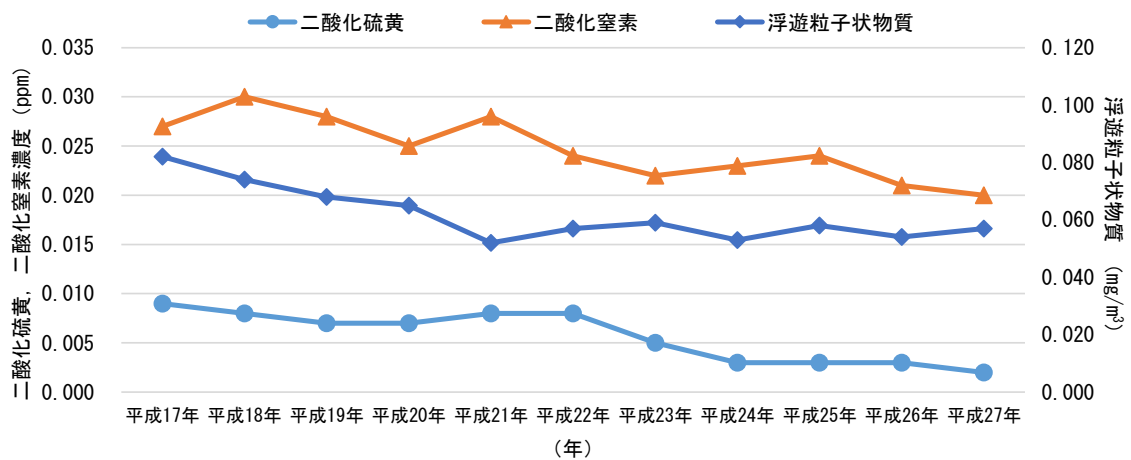
自然環境への満足度は「林や田んぼなど緑が多い」が約90%となっています。自然環境で気になることは、中学生で「野生の生き物や植物の種類が減っている」が、20%を超えています。



第2節 生活環境の現状

1 大気環境

市内の筑西保健所に設置されている一般環境大気測定局の測定結果では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を満たしていますが、光化学オキシダントは満たしていません。光化学オキシダントは、窒素酸化物や揮発性有機化合物等が太陽光の紫外線により光化学反応を起こし生成される物質で、全国的に環境基準を達成していない傾向にあります。



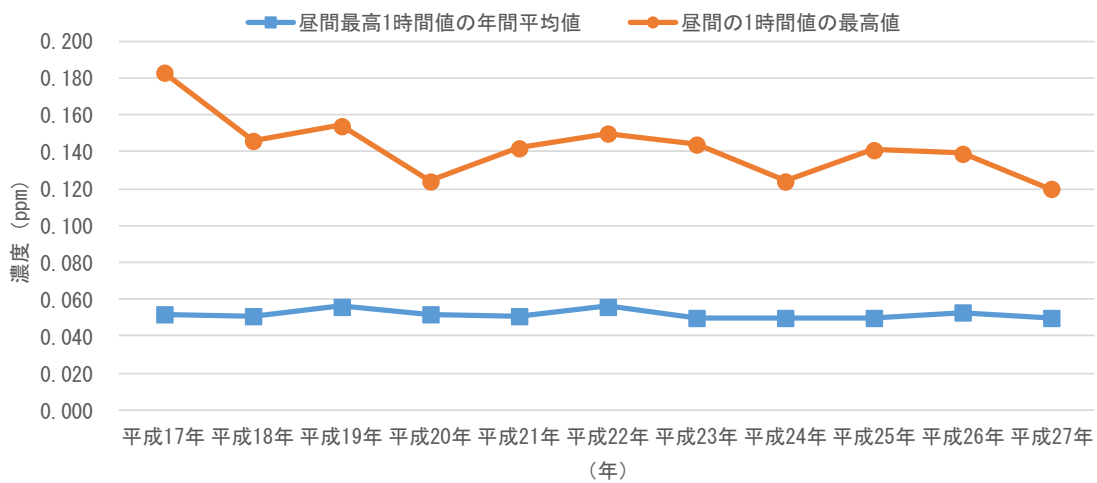
《大気汚染物質濃度の経年変化》

出典：筑西市の環境

参考

二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質の環境基準

環境基準	短期的評価		長期的評価	
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下	1時間値が0.1ppm以下	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下	1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日の有無
二酸化窒素 (NO ₂)			1時間値の1日平均値が0.04ppm~0.06ppm内またはそれ以下	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下	1時間値が0.20mg/m ³ 以下	1時間値の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続した日の有無



光化学オキシダントの環境基準：1時間値が0.06ppm以下
 《光化学オキシダント濃度の経年変化》

出典：筑西市の環境



国道50号線 小林付近

光化学オキシダントとは・・・

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、紫外線に反応して作られるオゾンやアルデヒドなど酸化力の強い大気汚染物質のことを、光化学オキシダントといいます。これらの物質が空中に滞留してスモッグ状になることで光化学スモッグが発生します。光化学スモッグは、目や気道に対する健康障害をおこす大気汚染として問題視されています。

2 水質汚濁

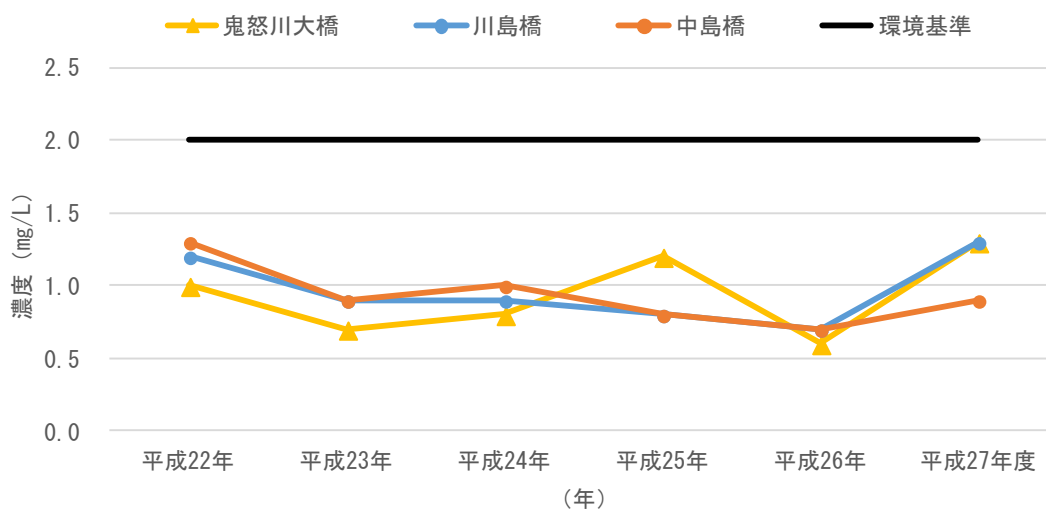
● 公共用水域

市域を流下する河川の水質は、本市及び関係する機関で定期的に水質調査を行っています。

水の汚れの指標となる生物化学的酸素要求量（BOD）は、主要河川である鬼怒川、勤行川（五行川）、小貝川で環境基準を満たしています。

◆ 鬼怒川

鬼怒川では、鬼怒川大橋、川島橋、中島橋の3地点で水質調査を実施しています。環境基準はA類型に指定され、水の汚れを示す生物化学的酸素要求量（BOD）は、2mg/Lです。



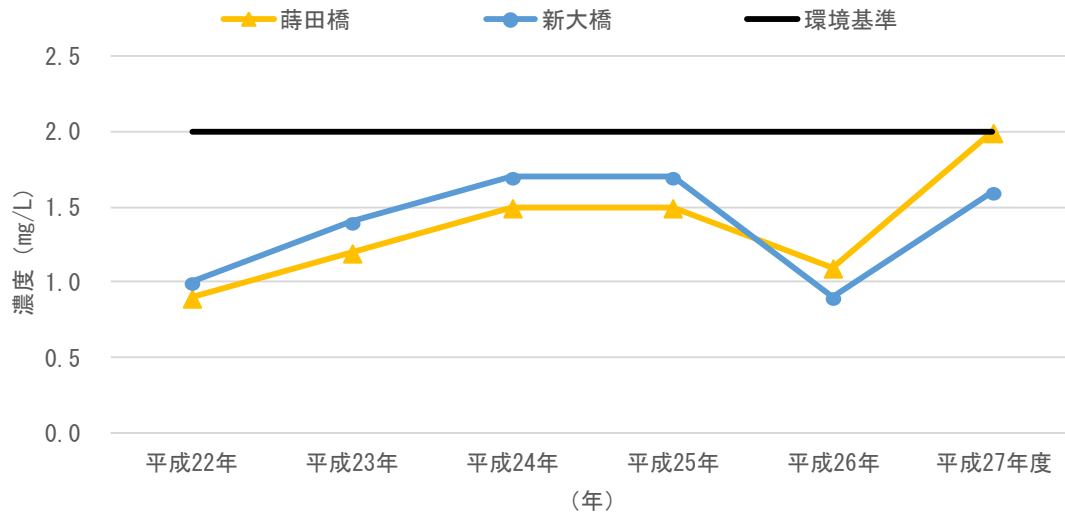
《生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化：鬼怒川》

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標です。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します。

◆ 勤行川（五行川）

勤行川（五行川）では、蒔田橋、新大橋の2地点で水質調査を実施しています。
環境基準はA類型に指定されています。



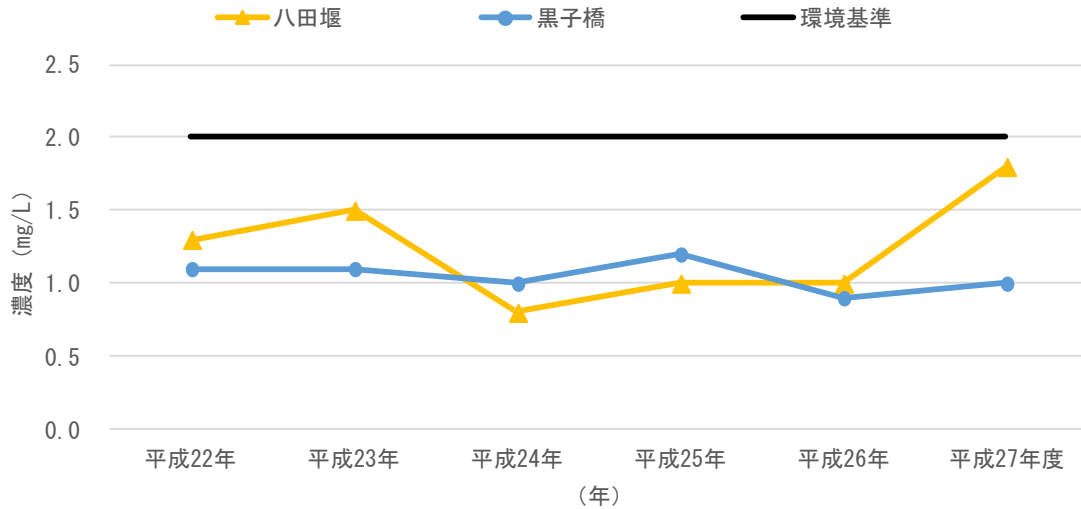
《生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化：勤行川（五行川）》



勤行川での鮭の遡上

◆ 小貝川

小貝川では、八田堰、黒子橋の2地点で水質調査を実施しています。環境基準はA類型に指定されています。



《生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化：小貝川》

参考

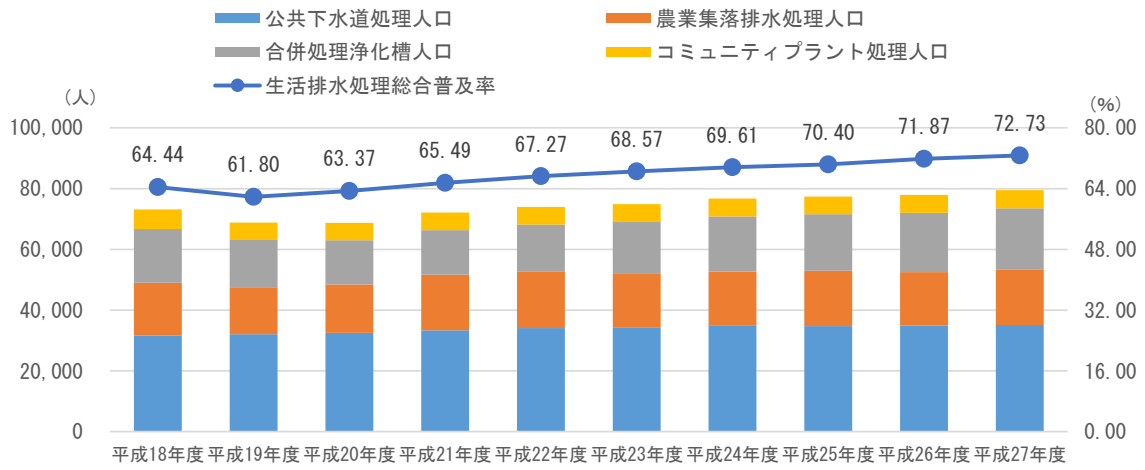
河川の類型別環境基準

河川には、水の利用目的に応じ類型が定められ、それぞれに基準値が設定されています。類型は、AA, A, B, C, D, Eがあり、AAが最もきれいな水で、Eが最も汚い水です。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下

● 生活排水処理状況

生活排水処理施設の普及率は、年々上昇し平成27年度で72.73%となっています。



《生活排水処理状況の推移》

出典：下水道課調べ



勤行川と勤行緑地

3 騒音

道路に面する地域に立地している住居などを対象に、自動車騒音の常時監視として面的評価を行っています。昼間・夜間とも基準値を超過している住宅は、市域全体で2.4%となっています。

《面的評価結果》

		昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値以下
全戸数 (5,046戸)	戸数	4,743	166	17	120
	割合(%)	94.0	3.3	0.3	2.4
近接空間 (2,014戸)	戸数	1,814	99	12	89
	割合(%)	90.1	4.9	0.6	4.4
非近接空間 (3,032戸)	戸数	2,929	67	5	31
	割合(%)	96.6	2.2	0.2	1.0

出典：筑西市の環境

4 土壌汚染・地下水汚染

● 土壌汚染

市内には、土壌汚染対策法に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域はありません。

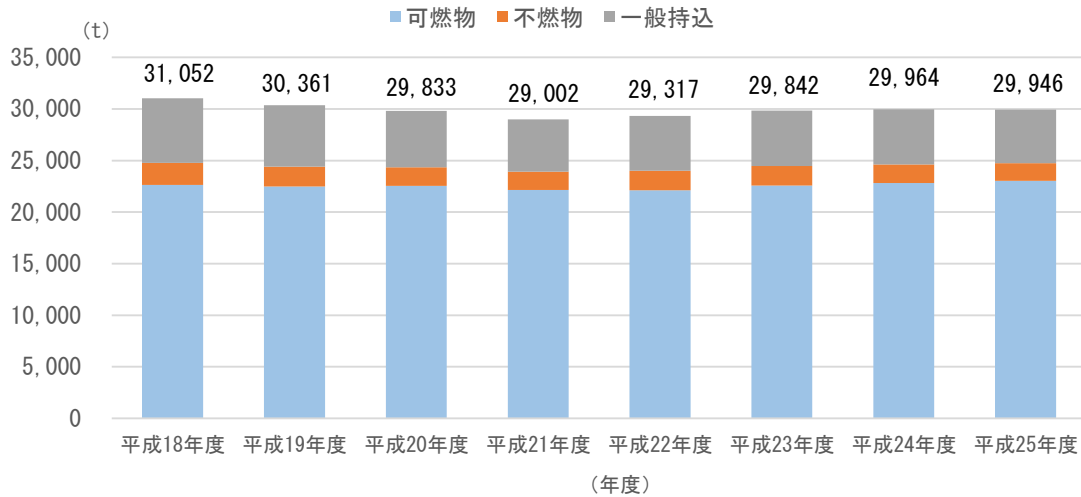
● 地下水

平成27年度に市内10箇所の一般井戸水の調査を実施した結果、地下水の水質汚濁に係る環境基準以下となっています。

茨城県で実施している調査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で環境基準を超える地点があります。

5 一般廃棄物

本市の一般廃棄物は、筑西広域市町村圏事務組合が所有する環境センターで処理を行っています。環境センターで処理される本市の一般廃棄物の搬入量は、横ばいとなっています。



《一般廃棄物の搬入量の推移》

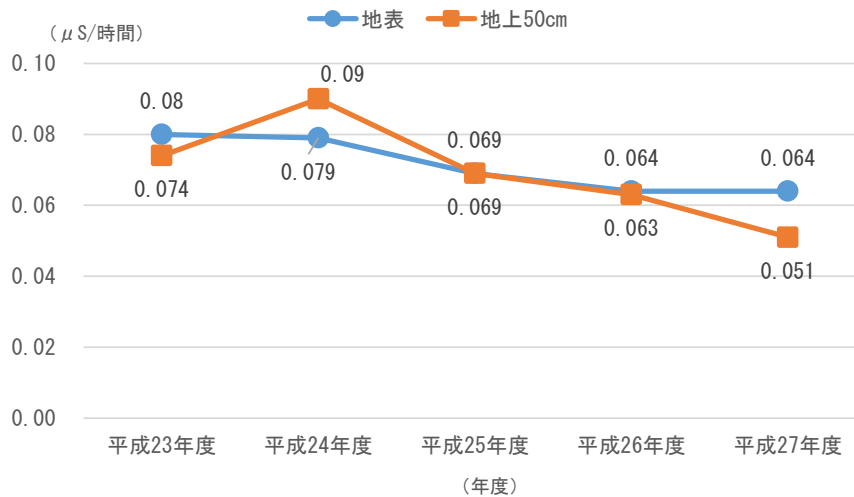
出典：筑西広域市町村圏事務組合



筑西広域市町村圏事務組合 環境センター

6 空間放射線量

本市では、都市公園 5 箇所 で年 2 回、小学校、中学校、幼稚園・保育園で月 1 回、放射線量の測定を行っています。



《放射線量の推移：参考地点 下岡崎近隣公園》

出典：環境課

7 放射能

下館・明野・協和学校給食センターや保育園、認定こども園では、給食の放射能の測定を行っており、セシウム 134、137 とも不検出となっています。

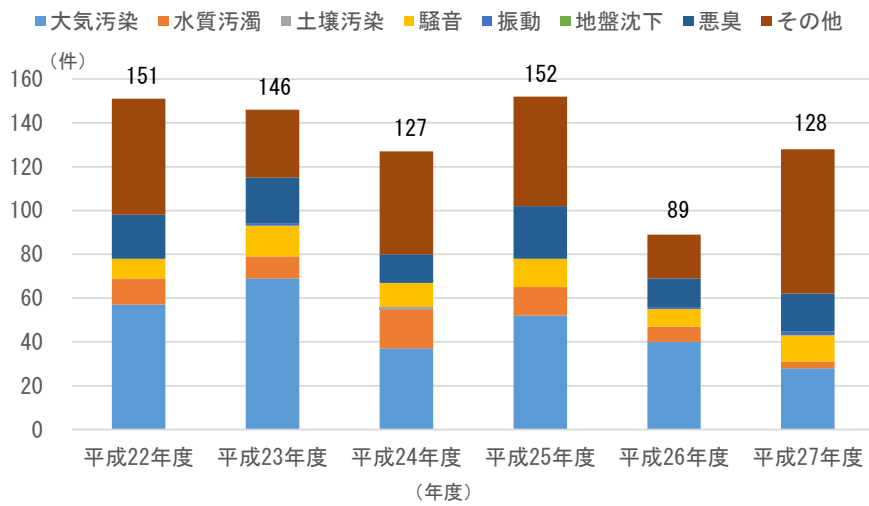
放射線と放射能とは・・・

光にたとえると、放射線は光で、放射能は光を出す能力です。放射能を持つ物質が放射性物質です。

放射能の強さは「ベクレル」という単位で表され、放射線の人体への影響は放射線を受けた量である「シーベルト」という単位で表します。

8 公害の苦情

公害の苦情件数は、年度によりばらつきが見られます。近年は、ごみの野外焼却などのように、発生源が工場などではなく、日常生活から発生するものが増えています。



《公害の苦情件数の推移》

出典：筑西市の環境



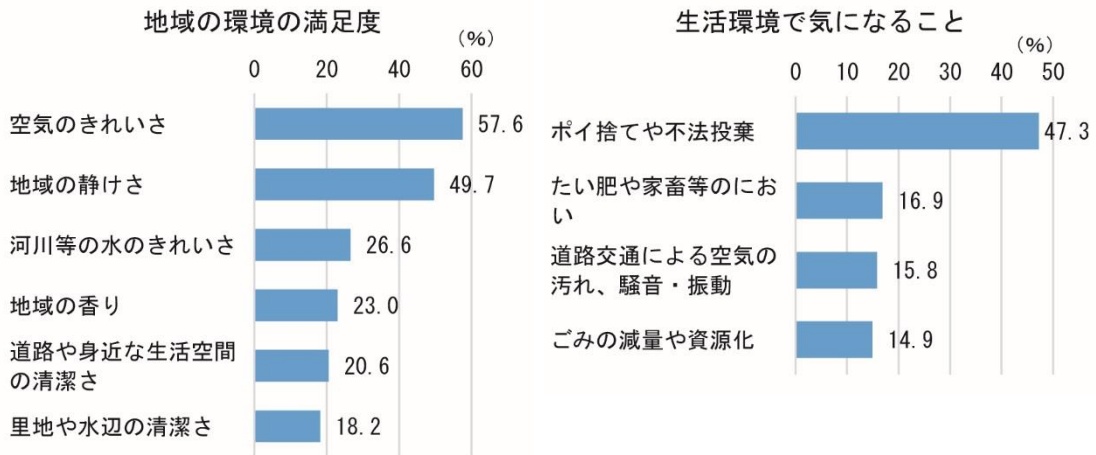
県西総合運動公園

9 意識調査

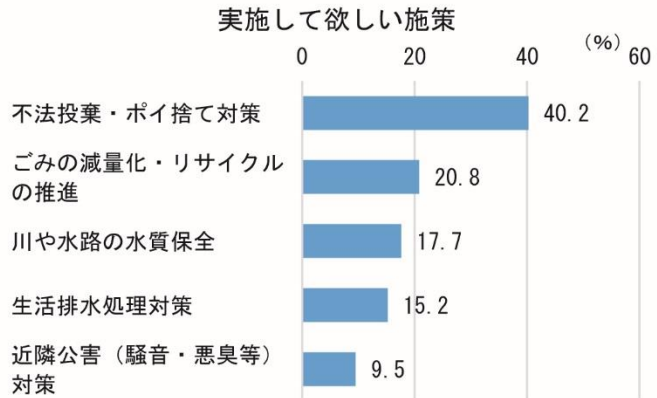
市 民

地域の環境への満足度は「空気のきれいさ」「地域の静けさ」で高くなっていますが「道路や身近な生活空間の清潔さ」「里地や水辺の清潔さ」の満足度はやや低くなっています。

生活環境で気になることとしては「ポイ捨てや不法投棄」が高くなっています。

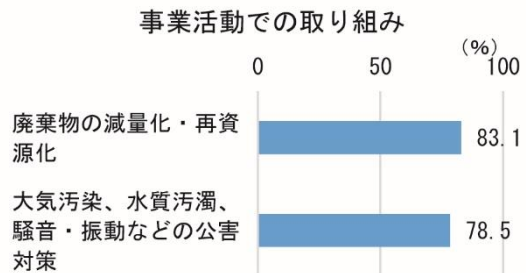


実施して欲しい施策としては、「不法投棄・ポイ捨て対策」が約40%となっています。



事業者

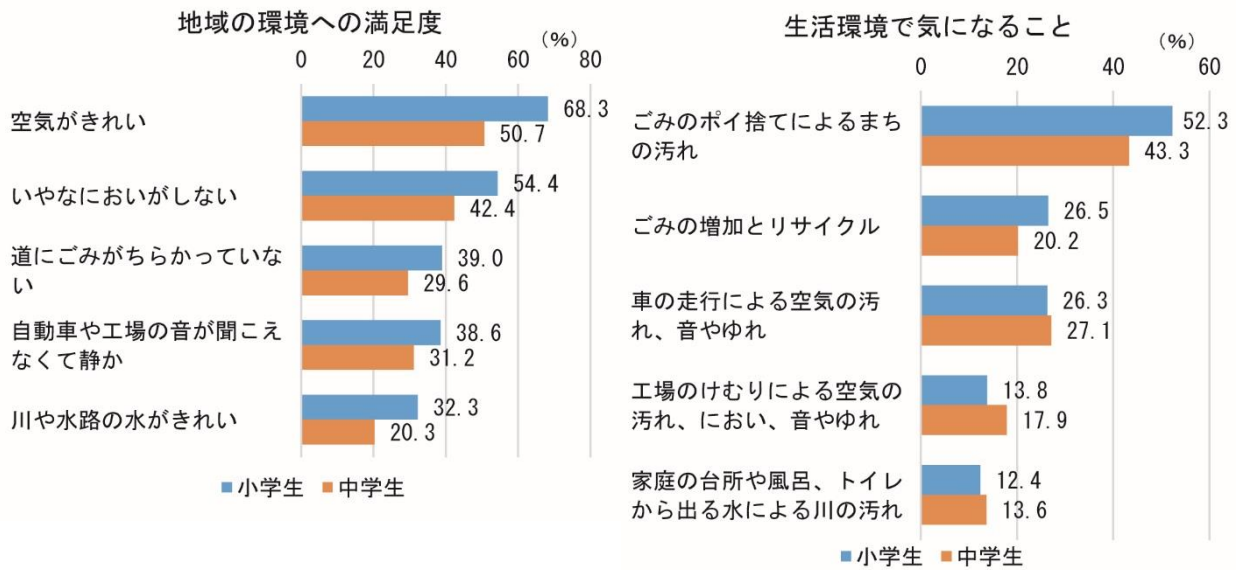
環境保全に向け「廃棄物の減量化・再資源化」「大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの公害対策」に多くの事業者が取り組んでいます。



小中学生

地域の環境への満足度は「空気がきれい」「いやなおいがない」で高くなっています。

生活環境で気になることとしては「ごみのポイ捨てによるまちの汚れ」が高くなっています。

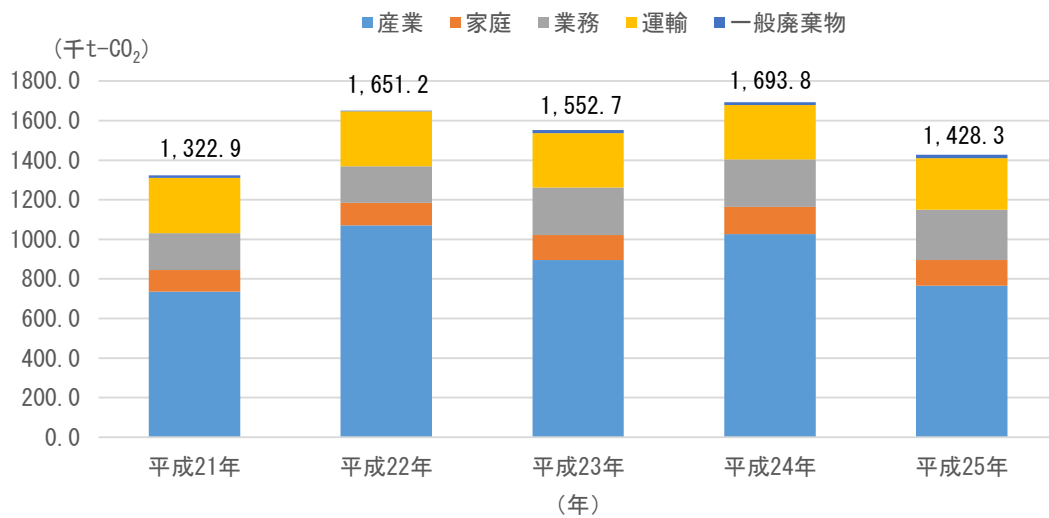


リサイクルステーション（協和）

第3節 地球環境の現状

1 温室効果ガス排出量

本市全域の温室効果ガス排出量は、年によってばらつきが見られますが、産業部門が最も多くなっています。なお、温室効果ガス排出量は、環境省が公表する温室効果ガス排出量簡易版により算出しています。



《温室効果ガス排出量の推移》



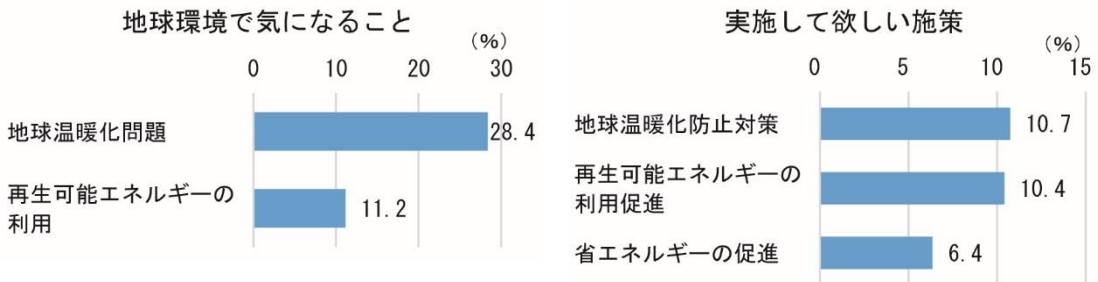
太陽光発電システム：宮山ふるさと公園

2 意識調査

市民

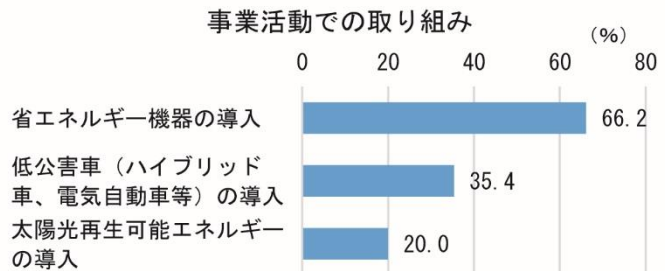
地球環境で気になることでは「地球温暖化問題」が高くなっています。

実施して欲しい施策としては「地球温暖化防止対策」「再生可能エネルギーの利用促進」が約10%となっています。



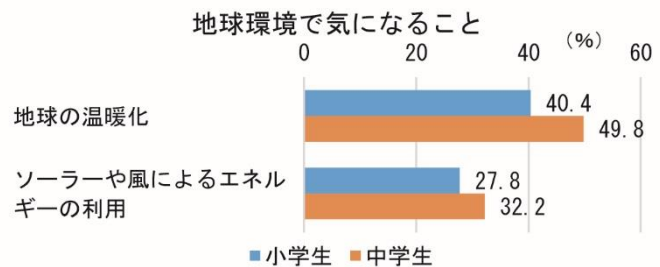
事業者

環境保全に向けた「省エネルギー機器の導入」は多くの事業者が取り組んでいます。



小中学生

地球環境で気になることとしては「地球の温暖化」が高くなっています。



第4節 環境の課題

1 自然環境

本市には、平地林や田畑などの里地里山が残され、周辺には冬季でも水が流れる水路もみられ、多様に富んだ動植物が生息生育しています。これらの自然が形成する風景は、本市の原風景として私たちに安らぎを与えています。

その一方、多くの動植物を育む里地里山は、農林業従事者の高齢化や後継者不足などにより林の荒廃や耕作放棄地の増加が見られます。さらに、近年は林や農地への太陽光発電設備の設置が急速に進み、豊かな生物多様性を育んできた里地里山が減少しています。一部の地域では、市民による里地里山の保全が行われていますが、自然環境は一度衰退してしまうと簡単には元に戻らないため、市内に残る自然を守り維持していくことが必要です。

文献などによると、市内には多くの動植物の存在が確認されていますが、人間の活動や気候の変動による外来種などの侵入で、本来その地域がもつ生物多様性の衰退が懸念されています。そのため、市内に生息生育する動植物の把握を行い、保全や防除などの対策を行う必要があります。

また、市街地での動植物の生息生育域や市民の憩い場を確保するためにも、自然とふれあえる公園や水辺などの計画的な整備が必要です。



市内を流れる水路

2 生活環境

大気環境は、光化学オキシダント以外の項目では環境基準を満たしています。光化学オキシダントは、窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光の紫外線により光化学反応を起こし生成される物質で、汚染物質が広域で移動する大気汚染となっています。

そのため、工場の排ガスや自動車の排ガスなど、光化学オキシダント原因物質の発生を今後も低減していく必要があります。また、広域的な大気汚染物質として問題となっている微小粒子状物質（PM2.5）への対応も必要です。

市内を流れる主要河川では、清澄な水質となっていますが、小さい河川や水路では水質の改善が必要です。以前は、河川などの水質汚濁の原因は、工場などからの排水でしたが、近年は生活排水であるといわれています。工場などの排水の規制による監視を継続していくとともに、公共下水道や農業集落排水への接続率の向上、合併処理浄化槽の設置を進めていく必要があります。

道路を走行する車両による環境への影響を軽減するため、道路の整備や補修、公共交通機関の充実などの対策が必要です。車両による影響は、大気環境や騒音だけでなく、地球温暖化対策の観点からも推進していく必要があります。

ごみの減量化、資源化へ向けた取り組みは、多くの市民、事業者に浸透していますが、廃棄物を取り巻く環境は、最終処分場の残余年数のひっ迫、地球温暖化、資源の枯渇など、多くの問題を抱えています。ごみの減量化、資源化は、ごみを排出する全ての人々が取り組んでいかなければなりません。

また、不法投棄やポイ捨て対策を望む声は多く、ごみのないまちを目指した効果的な対策が必要です。



3 地球環境

私たちは、快適で便利な暮らしを送ってきましたが、化石燃料の消費により排出される温室効果ガスによる地球温暖化は、人類の喫緊の課題となっています。国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で新たな枠組みが採択され、温室効果ガス排出量の削減に向け、より一層取り組んでいかなければなりません。日本では、福島第一原子力発電所の事故以来、化石燃料による火力発電で温室効果ガスの排出量は増加しています。

そのため、地球で暮らす全ての人々が温室効果ガス排出量の削減に向け、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの消費を抑制したライフスタイルへの転換など、様々なことに取り組んでいかなければなりません。

また、再生可能エネルギーである太陽光発電が急速に普及していますが、林や農地の減少が懸念されており、今後は多様な再生可能エネルギーの活用が求められています。



平成 27 年 9 月関東・東北豪雨 鬼怒緑地

第3章 計画の方向性

第1節 環境の将来像

1 基本理念

「筑西市環境基本条例第3条」に環境保全に向けての基本理念が示されています。この基本理念を規範として、環境基本計画を策定します。

筑西市環境基本条例（平成27年3月25日 条例第3条）

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 現在及び将来において市民が本市の豊かな自然環境の恵みを楽しむよう、自然と人との共生を確保すること。
- (2) 健全で持続的な経済の発展を図りながら、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (3) 市、市民及び事業者の地域における日常生活や事業活動は、地球環境全体に影響を及ぼすものであることを認識し、地球環境の保全に資する施策に積極的に参画すること。



2 環境の将来像

本市には、清らかで豊かな水が流れる河川、点在する緑豊かな林と実り豊かな田畑の里地里山が広がっています。人が手を加えることにより維持されてきた里地里山には、多くの動植物が生息生育しています。

その一方、市街地が形成され、便利で快適な暮らしが営まれるとともに、多くの工場が生産活動を行う工業団地も形成されてきました。

本市に残る自然と人が共に暮らす心安らく環境を、将来にわたり引き継いでいかなければなりません。生活の利便性を確保しつつ、環境を保全していく新たなライフスタイルを構築し、環境負荷を低減した持続可能な社会の実現に向け、環境の将来像を設定しました。

筑西市の環境の将来像

ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西



第2節 環境の将来像を実現するための目標

環境の将来像『ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西』を実現するために、環境の現状や課題を踏まえ、4つの基本目標を設定します。

基本目標1

里地里山を守り育むまち

清らかで豊かな水と緑豊かな林や田畑の里地里山を保全し、そこで育まれる生物多様性を守りながら、自然との触れ合いの場を確保するまちを目指します。

基本目標2

身近な生活空間を守り、資源が循環するまち

私たちの暮らしや事業活動が環境に負荷を与えていることを認識し、可能な限り環境負荷を低減したライフスタイルを実現し、資源が循環するまちを目指します。

基本目標3

地球温暖化の防止に向けて行動するまち

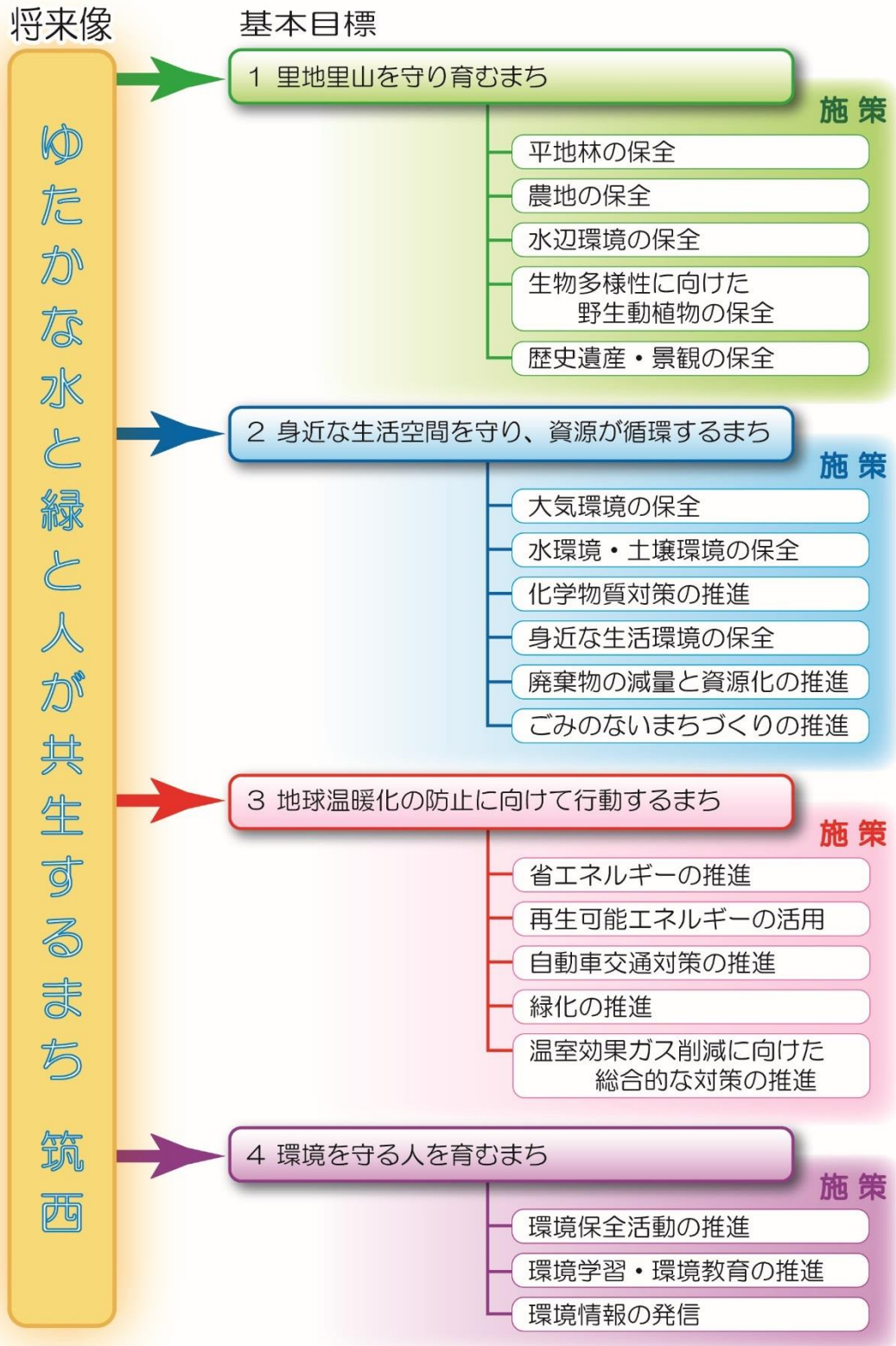
エネルギーや資源を無駄なく効率的に利用し、温室効果ガス排出量を抑制するライフスタイルを実現するとともに、多様な再生可能エネルギーを活用するまちを目指します。

基本目標4

環境を守る人を育むまち

市・市民団体・事業者のすべてが主体となり、環境について学ぶ機会を通して、環境への関心や理解を深め、共に考え、連携し、積極的に環境を守る活動を実践していくまちを目指します。

第3節 計画の体系



第4章 施策の展開

本市の環境の将来像『ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西』の実現に向け設定した、基本目標ごとの施策、市民・市民団体・事業者の取り組みを整理します。

また、施策の進捗を確認するため、基本目標ごとに指標を設定します。指標は、基本年次を平成 27 年度、目標年度を平成 38 年度とし、必要に応じて見直しを実施します。



基本目標1 里地里山を守り育むまち

施策1 平地林の保全

施策の方向性

本市には、社寺林や屋敷林、雑木林などが残され、多くの動植物の生息生育域となっています。これらの林は人の手により維持されてきましたが、林業従事者の減少により、人の手が行き届かず荒廃がみられます。身近な林の適切な維持管理により、森林資源を保全します。

市の主な施策

- 県と連携した自然環境保全地域の管理
- 社寺林や屋敷林、平地林の適切な管理の促進
- 林所有者への適切な管理の啓発
- 市民や市民団体との協働による平地林の管理
- 森林管理に際する間伐材の利用の促進
- 林地開発の必要な手続きの指導
- 太陽光発電施設設置のガイドラインの適切な運用

市民・市民団体が取り組むこと

- ◆ 所有する林の適切な管理を心がけましょう。
- ◆ 身近な林の維持管理に協力しましょう。
- ◆ 地元間伐材の積極的な利用に努めましょう。
- ◆ 平地林が持つ機能の理解に努めましょう。

事業者が取り組むこと

- ◆ 所有する林の適切な管理を心がけましょう。
- ◆ 身近な林の維持管理に協力しましょう。
- ◆ 地元間伐材の利用に努めましょう。
- ◆ 林の開発に際しては、必要な手続きを行い、環境に配慮しましょう。

施策2 農地の保全

施策の方向性

農地は生産基盤であるとともに、多くの動植物の生息生育域でもあります。農業従事者の高齢化や後継者不足などにより耕作放棄地が増加しています。

観光資源としての活用や農業の活性化により農地の保全を図るとともに、動植物の生息生育域を確保するため、環境にやさしい農業を推進します。

市の主な施策

- 環境に配慮した農業の推進
- 農地周辺の動植物に配慮した水路などの整備の推進
- 農産物の地産地消、農業に関わる新たな産業の推進
- 農地などの利用の最適化の推進
- 農地開発の必要な手続きの指導
- 太陽光発電施設設置のガイドラインの適切な運用

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">◆ 所有する農地の適切な管理を心がけましょう。◆ 農地周辺の整備や管理に協力しましょう。◆ 農地の有効活用に努めましょう。◆ 地元産農産物の積極的な利用に努めましょう。◆ 農地が持つ機能の理解に努めましょう。	<ul style="list-style-type: none">◆ 農地周辺の整備や管理に協力しましょう。◆ 農地の有効活用に協力しましょう。◆ 地元産農産物の積極的な利用に努めましょう。◆ 農地の開発に際しては、必要な手続きを行い、環境に配慮しましょう。

施策3 水辺環境の保全

施策の方向性

市内には、鬼怒川、小貝川、勤行川（五行川）などの多くの河川があり、私たちに安らぎを与えるとともに、その流域には多くの動植物が生息生育しています。

動植物に配慮した水辺環境を整備するとともに、誰もが水と親しめる親水空間としての活用を推進します。

市の主な施策

- 水辺の動植物に配慮した河川整備の推進
- 水とふれあえる親水空間の整備
- サケが遡上する川の保全と活用
- 市民や市民団体との協働による水辺空間の管理と活用の推進
- 国や県との連携による水辺空間の管理

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">◆ 河川や水路の動植物の生息生育環境に配慮した多自然型川づくりに協力しましょう。◆ 魚釣りや水遊びなどのレクリエーションで水辺空間を活用しましょう。◆ 河川や水路を汚さないようにしましょう。	<ul style="list-style-type: none">◆ 河川や水路の動植物の生息生育環境に配慮した多自然型川づくりに協力しましょう。◆ レクリエーションなどで市内の水辺空間を活用しましょう。◆ 河川や水路を汚さないようにしましょう。◆ 水辺環境やその周辺の開発に際しては、必要な手続きを行い、環境に配慮しましょう。

施策4 生物多様性に向けた野生動植物の保全

施策の方向性

市内に残る里地里山や水辺空間には、多くの動植物が生息生育しています。絶滅が危惧される動植物が私たちの身近に生息生育していることを認識し、その環境を将来に引き継いでいかなければなりません。

動植物の生息生育域を保全していくため、市内の動植物調査を行います。

また、人為的な要因により持ち込まれた外来種などを把握し、適正な管理を推進します。

市の主な施策

- 希少動植物の生息生育域の把握と保全
- 市民や市民団体との協働による動植物の調査と保全
- 外来種などの把握と適切な管理の推進
- 有害鳥獣対策の計画的な推進
- 生物多様性に向けた動植物保全の計画的な推進

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">◆ 希少な動植物への理解、保全に努めましょう。◆ 野生動植物の調査や保全に協力しましょう。◆ むやみに野生動物を捕まえたり、植物を摘み取ったりしないようにしましょう。◆ 野生動物の餌付けは行わないようにしましょう。◆ 外来種などの動植物を適切に飼育、管理しましょう。	<ul style="list-style-type: none">◆ 希少な動植物への理解、保全に努めましょう。◆ 野生動植物の調査や保全に協力しましょう。◆ 外来種などの動植物を適切に飼育、管理しましょう。◆ 希少動植物の生息生育域の開発に際しては、必要な手続きを行い、環境に配慮しましょう。

施策5 歴史遺産・景観の保全

施策の方向性

市内に残る歴史遺産とその周辺の自然は、本市の原風景として優れた景観を形成しています。

これらの歴史遺産を私たちの共有財産とし、その周辺を含めた環境保全を推進します。

市の主な施策

- 歴史遺産やその周辺の環境の整備と活用の推進
- 市民や市民団体との協働による環境の保全
- 田園風景などの景観の保全

市民・市民団体が取り組むこと

- ◆ 地域の歴史遺産を学び、保全に協力しましょう。
- ◆ 住宅を建てる場合には、周囲の景観に配慮しましょう。

事業者が取り組むこと

- ◆ 地域の歴史遺産を学び、保全に協力しましょう。
- ◆ 事業所などを建設する場合には、周囲の景観に配慮しましょう。



内外大神宮

基本目標1 里地里山を守り育むまち の指標

指 標	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 38 年度)
農地面積	11,785 ha	11,785 ha
耕作放棄地面積	41 ha	0 ha



耕作放棄地



セイトカアワダチソウ (外来種)



シロバナタンポポ

基本目標2 身近な生活空間を守り、資源が循環するまち

施策6 大気環境の保全

施策の方向性

大気環境の保全に向け、発生源である工場などへの法令や条例による遵守指導を行います。また、規制を遵守していても不快と感じる騒音・振動・悪臭などの発生源対策を事業者に啓発します。

道路を走行する車両からの環境負荷の低減に向け、道路の整備や公共交通機関の充実を図ります。

市の主な施策

- 工場や事業場への法令や条例による規制基準の遵守指導
- 光化学スモッグ注意報発令時の迅速な連絡
- 県と連携した微小粒子状物質などへの対応
- エコドライブやアイドリングストップの普及啓発
- 低公害車の利用促進
- ノーマイカーデーの設定や公共交通機関の利用促進
- 幹線道路での自動車騒音の常時監視
- 渋滞の緩和に向けた道路整備の推進
- 堆肥の適切な保管、散布の啓発
- 野焼きの防止の指導

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">◆ ごみの野焼きは行わないようにしましょう。◆ 光化学スモッグ注意報などの発令時には、屋外での活動は控えましょう。◆ 公共交通機関や自転車、徒歩での移動を心がけましょう。◆ 低公害車の利用を心がけましょう。◆ エコドライブ、アイドリングストップを心がけましょう。	<ul style="list-style-type: none">◆ 法令による規制基準を遵守し、環境負荷の低減に取り組みましょう。◆ 大気環境への負荷を低減する機器の利用に努めましょう。◆ 光化学スモッグ注意報などの発令時には、排出ガス低減などの適切な対策に努めましょう。◆ 通勤での公共交通機関や自転車、徒歩での移動を推奨しましょう。◆ 低公害車の利用を推進しましょう。◆ エコドライブ、アイドリングストップを心がけましょう。

施策7 水環境・土壌環境の保全

施策の方向性

私たちの暮らしに欠かすことができない水は、そのほとんどが河川や地下水に頼っています。清澄な水を確保するため、水環境・土壌環境の保全に向け、発生源である工場などへの法令や条例による遵守指導を行います。

市の主な施策

- 工場や事業場への法令や条例による規制基準の遵守指導
- 公共用水域の水質監視
- 公共下水道整備事業の計画的な推進と供用区域での接続の推進
- 農業集落排水施設の適切な管理
- 合併処理浄化槽の設置と適切な管理の推進
- 農薬や肥料の適正な使用の推進
- 県と連携した地下水水質の調査
- 県と連携した地下水揚水の規制、地盤沈下の監視

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">◆ ごみや汚れた水を流さないようにしましょう。◆ 公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を利用し、適切に管理しましょう。◆ 家庭菜園や緑化で使った農薬や肥料は適切に処理しましょう。◆ 雨水の利用に努めましょう。	<ul style="list-style-type: none">◆ 法令による規制基準を遵守し、環境負荷の低減に取り組みましょう。◆ 水環境や土壌環境への負荷を低減する機器の利用に努めましょう。◆ 公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を利用し、適切に管理しましょう。◆ 雨水の利用、水の再利用に努めましょう。

施策8 化学物質対策の推進

施策の方向性

ダイオキシン類やアスベストなどの発生源への法令や条例による遵守指導や放射能の監視を行います。

化学物質には未知なものもあり、それによる環境汚染が懸念される場合には、国や県と連携し、市民に適切な情報を提供します。

市の主な施策

- 工場や事業場への法令や条例に基づく有害物質の規制の徹底
- 有害物質の情報の提供
- 県と連携した化学物質対策の推進
- 工場や事業場へのダイオキシン類特別措置法に基づく指導
- 環境中アスベスト濃度の調査
- 国、県と連携した放射線に関する情報の提供

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">◆ 家庭菜園や緑化で使った農薬や肥料は適切に処理しましょう。◆ ごみの野焼きは行わないようにしましょう。	<ul style="list-style-type: none">◆ 法令による規制を遵守しましょう。◆ 有害物質などの流出対策を行いましょよう。◆ 所有する焼却施設は適切に管理しましょう。

施策9 身近な生活環境の保全

施策の方向性

生活水準の向上により、今まで許容範囲だったものが苦情の対象となっています。その内容は多岐にわたり、日常生活で発生する騒音やペットの鳴き声、ごみの野焼きなどがあります。また、法の規制の対象とならない店舗や小規模な事業者が発生源となるものも増えています。さらに、空き地や空き家の管理に関する問題も発生しています。

日常生活に起因することが周辺に影響を与えると認識するとともに、近隣への配慮を促すため、普及啓発を図ります。

市の主な施策

- 生活騒音や悪臭問題への注意喚起
- ペットのフンや鳴き声など、飼い方のマナーの意識啓発
- 空き地や空き家の適切な維持管理の促進
- 都市公園の整備と適正な管理
- 環境を考えた災害に強いまちづくりの推進
- 市民や市民団体との協働による公園や街路樹の管理
- 公共施設での緑地の確保

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">◆ 騒音、悪臭など、近隣に配慮した日常生活を心がけましょう。◆ ごみの野焼きは行わないようにしましょう。◆ ペットは適切に飼育しましょう。◆ 所有する空き地や空き家は、適切に維持管理しましょう。◆ 公園や街路樹の管理に協力しましょう。	<ul style="list-style-type: none">◆ 騒音、悪臭など、近隣に配慮した事業活動を心がけましょう。◆ 所有する土地は、適切に維持管理しましょう。◆ 公園や街路樹の管理に協力しましょう。

施策10 廃棄物の減量と資源化の推進

施策の方向性

ごみを減らし、資源を循環していくためには、市民一人ひとりが、ごみの発生を抑制し、資源の分別を徹底しリサイクルを推進していくことが大切です。

そのため、市民・事業者のさらなる意識向上に向けた啓発や支援を推進します。

市の主な施策

- ごみ減量に向けた情報の提供と啓発
- 生ごみ処理機器購入補助など、ごみ減量に向けた支援
- ごみ分別の徹底に向けた情報の提供と啓発
- 間伐材の有効利用の推進
- 関係機関と連携したごみ減量化・資源化の推進

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">◆ 生ごみを減らすため、生ごみ処理機器を利用しましょう。◆ 買い物には、マイバッグを持参しましょう。◆ ごみを減らすため、日常生活を見直しましょう。◆ ごみの分別を徹底しましょう。◆ 資源物の店頭回収を利用しましょう。	<ul style="list-style-type: none">◆ ごみを減らすため、事業活動を見直しましょう。◆ ごみの分別を徹底しましょう。◆ ごみの減量化や資源化に向けた市の施策に協力しましょう。

施策11 ごみのないまちづくりの推進

施策の方向性

意識調査で最も関心が高く、優先して欲しい施策としても要望が多かった、不法投棄やごみのポイ捨てをなくすため、監視体制を強化していくとともに、ごみを捨てにくいまちづくりを推進します。

市の主な施策

- 市民や市民団体との協働による美化活動の推進
- ごみを捨てにくいまちづくりの推進
- 不法投棄監視体制の強化
- 不法投棄防止に向けたまちづくりの推進

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">◆ 各種団体で実施する美化活動に積極的に参加しましょう。◆ ごみのポイ捨てや不法投棄を行わないようにしましょう。	<ul style="list-style-type: none">◆ 各種団体で実施する美化活動に積極的に参加しましょう。◆ ごみのポイ捨てや不法投棄を行わないようにしましょう。

基本目標2 身近な生活空間を守り、資源が循環するまち の指標

指 標	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 38 年度)
大気汚染物質に係る環境基準の達成率		
二酸化硫黄	100%	100%
二酸化窒素	100%	100%
浮遊粒子状物質	100%	100%
騒音に係る環境基準の達成率 面的評価	94%	100%
公共用水域の環境基準達成率 主要 5 河川の BOD 鬼怒川、小貝川、五行川、大谷川、糸線川	93%	100%
生活排水処理率	72.73%	82.2%
資源化率	10.2%	13%
1 人 1 日あたりの家庭ごみ排出量	700g	630g



ごみの分別

基本目標 3 地球温暖化の防止に向けて行動するまち

施策 12 省エネルギーの推進

施策の方向性

私たちの便利で快適な暮らしは、化石燃料により得られる多くのエネルギーにより支えられています。限りある資源を有効に活用し、温室効果ガスの排出量を抑制するため、日常生活でのエネルギーの消費を抑制したライフスタイルの普及を図ります。

また、事業活動における省エネルギーに向けた取り組みの普及啓発を図ります。

市の主な施策

- 省エネルギーに向けたライフスタイルの情報提供
- 屋上緑化や緑のカーテンの設置促進
- LED 照明などの省エネルギー型設備の普及啓発
- 茨城エコ事業所登録制度の普及、ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得の促進
- 公共施設や防犯灯への LED 照明の導入

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">◆ 使用していない家電のコンセントを抜いたり、冷暖房の設定を適切に管理し、日常生活での電気やガスの使用量を減らしましょう。◆ 電気機器を買い替えるときは、省エネルギー機器や LED などの利用に努めましょう。	<ul style="list-style-type: none">◆ 茨城エコ事業所登録や ISO14001 などの環境マネジメントシステムを取得しましょう。◆ 事業活動での省エネルギーに取り組みましょう。◆ 設備の購入時には、省エネルギー型機器を選びましょう。

茨城エコ事業所登録制度・ISO14001・エコアクション 21 とは・・・
環境負荷の低減に向け取り組む事業所に茨城県・国際標準化機構・
環境省がそれぞれ登録や認証する制度です。

施策 13 多様な再生可能エネルギーの活用

施策の方向性

私たちの暮らしを支えるエネルギーの多くは、化石燃料から得ています。化石燃料の8割以上は、海外からの輸入に頼っています。化石燃料の消費は、温室効果ガスである二酸化炭素の排出に繋がり、地球温暖化問題にも大きな影響を与えています。

そこで、化石燃料に頼らないエネルギーを確保し、エネルギーの地産地消に向け、再生可能エネルギーの普及を促進します。

近年、住宅用太陽光発電システムの導入は進んでいますが、それ以外の再生可能エネルギーの情報を提供し、普及を促進します。

市の主な施策

- 再生可能エネルギー導入の普及啓発
- 太陽熱や蓄電池などの情報の提供
- 公共用施設への多様な再生可能エネルギーの導入

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
◆ 住宅用太陽光発電システムや太陽熱、蓄電池などの利用に努めましょう。	◆ 太陽光発電システムや太陽熱、蓄電池などの利用に努めましょう。 ◆ 新たな再生可能エネルギーの導入に努めましょう。

再生可能エネルギーとは・・・

石油や石炭などの化石燃料のように限りがある資源ではなく、枯渇せずに繰り返し使える資源を用いたエネルギーを再生可能エネルギーといいます。

再生可能エネルギーとしては、太陽光発電、風力発電、バイオマス、水力発電、地熱発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、地中熱利用などがあります。

施策 14 自動車交通対策の推進

施策の方向性

自動車は、走行時の騒音・振動に加え、排気ガスによる大気汚染や温室効果ガスの発生源の一つとなっています。車両による環境負荷を低減するため、ハイブリッド車や電気自動車などの次世代自動車の普及や渋滞緩和に向けた道路整備、エコドライブなどの環境にやさしい運転への転換を促進します。

また、公共交通機関や自転車の利用促進に向け、路線の充実や自転車が安全に通行できる道路の整備、啓発を推進します。

市の主な施策

- 電気自動車などの次世代自動車の普及促進
- 公共交通機関の充実による利用促進
- 渋滞緩和に向けた道路の改良や整備
- 公用車に電気自動車などの次世代自動車の導入

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">◆ ハイブリッド自動車、電気自動車などの次世代自動車の購入に努めましょう。◆ 公共交通機関や自転車、徒歩での移動を心がけましょう。◆ エコドライブ、アイドリングストップを心がけましょう。	<ul style="list-style-type: none">◆ ハイブリッド自動車、電気自動車などの次世代自動車の購入に努めましょう。◆ 通勤での公共交通機関や自転車、徒歩での移動を推奨しましょう。◆ エコドライブ、アイドリングストップを心がけましょう。

次世代自動車とは・・・

ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、水素自動車、天然ガス自動車などがあります。

施策 15 緑化の推進

施策の方向性

市内の社寺林や屋敷林などの身近な林、市街地の公園や緑地は、市民の憩いの場や子供の遊び場であるとともに、身近な動植物の生息生育地としても重要なものです。また、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源としても期待されます。

身近な林や公園の樹木の適切な維持管理とともに、市民や事業者への意識啓発を促進します。

市の主な施策

- 社寺林や屋敷林などの身近な林の適正な管理の促進
- 公園の適正な管理

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">◆ 市民が所有する林の適切な管理を心がけましょう。◆ 身近な林の維持管理に協力しましょう。◆ 敷地内を緑化しましょう。◆ 公園や街路樹の管理に協力しましょう。	<ul style="list-style-type: none">◆ 事業者が所有する林の適切な管理を心がけましょう。◆ 身近な林の維持管理に協力しましょう。◆ 敷地内を緑化しましょう。◆ 公園や街路樹の管理に協力しましょう。



下岡崎近隣公園

施策 16 温室効果ガス削減に向けた総合的な対策の推進

施策の方向性

地球の温暖化は、その予想される影響の深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題です。地球の生態系と人類の生活を将来にわたり維持していくため、地球で暮らす一人ひとりが意識を変革し、日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスを削減していく必要があります。

そのため、市民・事業者・市が一体となって温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進します。

市の主な施策

- 地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の策定
- 筑西市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の推進
- フロン回収破壊法の普及啓発

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">◆ 温室効果ガス削減に向けた日常生活に努めましょう。◆ フロン類を使用した家電や自動車などは、適切に管理し、廃棄する際には業者に処理を依頼しましょう。	<ul style="list-style-type: none">◆ 温室効果ガス削減に向けた事業活動に努めましょう。◆ フロン回収破壊法を理解し、フロン類を使用した機器類や自動車などは適切に管理し、廃棄する際には業者に処理を依頼しましょう。

基本目標3 地球温暖化の防止に向けて行動するまち の指標

指 標	現況値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
次世代自動車導入台数(市公用車)	17台	25台
市域の温室効果ガス排出量	1,428千t-CO ₂	1,285千t-CO ₂
公共施設の温室効果ガス排出量	7,657t-CO ₂	7,350t-CO ₂
都市公園面積	86.597ha	93.3ha
公共用施設への再生可能エネルギー の設置件数	7件	9件



下館体育館：太陽光発電システム

基本目標 4 環境を守る人を育むまち

施策 17 環境保全活動の推進

施策の方向性

市内の環境の保全は、誰かに任せておけば良いというものではなく、市民・事業者・市が協働で取り組んでいくことが必要です。市内の環境に対する意識と環境マナーの向上を目指し、環境美化や各種保全活動を推進します。

また、市民や事業者の積極的な参加を促すため、活動状況や市民団体の情報提供による啓発を図ります。

市の主な施策

- 市民や市民団体との協働による環境保全活動の推進
- 環境保全活動の情報の提供
- 環境保全団体の情報提供と連携の促進
- 茨城エコ・チェックシートや茨城エコ事業所登録制度の普及、ISO14001やエコアクション21の認証取得の促進

市民・市民団体が取り組むこと

- ◆ 市や市民団体で行う環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ◆ 茨城エコ・チェックシートを活用しましょう。
- ◆ 環境保全団体に参加、協力しましょう。

事業者が取り組むこと

- ◆ 市や市民団体で行う環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ◆ 従業員に対し、環境保全活動への参加を促しましょう。
- ◆ 茨城エコ事業所登録や ISO14001などの環境マネジメントシステムを取得しましょう。



茨城エコ・チェックシートとは・・・

省資源、省エネ、節水の実践などエコライフに取り組むための知恵とヒントが紹介した家庭向けチェックシート

施策 18 環境学習・環境教育の推進

施策の方向性

環境への関心と意識の向上を図り、自ら環境保全に向けて取り組む人を増やすため、子供から大人まで、すべての世代に向けた学びの場を提供します。環境に関する座学だけではなく、市内の里地里山や水辺などの環境を活用した自然観察会や体験型の環境学習を推進します。特に次世代を担う子供たちへの環境教育を積極的に進めます。

また、市内の環境学習指導者の育成に努めます。

市の主な施策

- こどもエコクラブの活動支援
- 小学校での環境教育の実施支援
- 市民や市民団体との協働による体験型環境学習や自然観察会の開催
- 環境について学ぶ講座の開催
- 環境学習指導者の把握と育成

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
◆ 体験型環境学習や自然観察会、環境について学ぶ講座に積極的に参加します。	◆ 体験型環境学習や自然観察会、環境について学ぶ講座に協力します。

こどもエコクラブとは・・・

子供が中心となり、地域環境に関する学習や活動などの活動を実施するクラブ

施策 19 環境情報の発信

施策の方向性

市民・事業者の環境への意識を高め、積極的に環境保全への取り組みを推進していくため、市や県、国などで実施している調査の結果や市の環境に関する情報を広報紙やホームページを活用し、わかりやすく提供します。

また、本計画の進捗についても発信します。

市の主な施策

- 広報紙、ホームページを活用した環境情報の提供
- 環境調査結果や環境基本計画の進捗の公表

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
◇市の環境情報を積極的に活用しましょう。	◇市の環境情報を積極的に活用しましょう。



小学校での環境学習

基本目標4 環境を守る人を育むまち の指標

指 標	現況値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
市内小学校の環境教育の実施数	95回	100回
環境情報の発信回数	12回	12回
環境基本計画の進捗の公表	—	1回/年



フラワーロード



小学校の花壇

第5章 重点施策

環境保全に資する課題に対しては、市民・事業者・市が協働で環境負荷の低減や各種活動を主体的に進めていく必要があります。

本計画の目指す将来像や基本目標を実現するために、重点的・優先的に取り組む施策を重点施策として位置づけました。

重点施策

- 野生動植物の保全
- 快適な生活環境の維持
- 温室効果ガス排出量の削減
- 環境学習・環境教育の推進



タモロコ



アキアカネ

重点施策 1 野生動植物の保全

市内の里地里山に残された野生動植物の生息生育域を保全し、そこで育まれてきた生物多様性を守り、人と生きものが共生する筑西市を目指します。

- 市民や市民団体と連携した動植物の調査
- 希少動植物の生息生育域の把握
- 市民や市民団体と連携した保全活動
- 有害鳥獣や外来生物への計画的な対策
- 環境学習や環境情報の提供による市民への普及啓発

重点施策 2 快適な生活環境の維持

道路などへのポイ捨てや、人目につかない場所への不法投棄の防止に向け、ごみが捨てられにくい筑西市を目指します。

- 市民や市民団体、事業者と連携した幹線道路や公園、河川流域などの定期的な清掃活動
- 市民や市民団体、事業者と連携した街路や花壇などの整備による美化活動
- ポイ捨ての多い場所への看板の設置などによる啓発
- 不法投棄監視パトロールや関係機関との連携の強化
- 不法投棄発見時の通報の周知

重点施策3 温室効果ガス排出量の削減

市民・事業者が、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動に率先して取り組む筑西市を目指します。

- 温室効果ガスの削減に向け、マイバッグ持参やアイドリングストップなど、環境にやさしいライフスタイルの情報の提供
- 茨城エコ・チェックシートの活用推進
- 事業者の茨城エコ事業所登録制度やISO14001、エコアクション21の認証取得の促進
- 電気自動車などの次世代自動車の普及促進
- 公共交通機関の充実と利用促進
- 平地林の適切な管理や市街地の緑地の確保などによる二酸化炭素吸収源の育成

重点施策4 環境学習・環境教育の推進

環境学習・環境教育を通して、多くの市民に市内に残された自然環境を知ってもらい、自ら環境保全に取り組む筑西市を目指します。

- 日常生活での環境保全やごみの問題など、身近な環境問題を学ぶ環境講座の実施
- 環境学習や環境情報の提供による市民への普及啓発
- 市民団体が管理している里山や河川など、市内の環境を活用した環境学習・環境教育の実施
- 市民や市民団体と連携し、動植物調査を行い、環境について知る機会の創出
- 市民や市民団体などの要望に応じ紹介できるよう、市内の環境学習指導者の名簿の作成

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

筑西市の環境の将来像「ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西」の実現に向け、市が率先して施策の推進を行うとともに、市民・事業者は自ら積極的に取り組んでいくことが必要です。また、市民・事業者・市の三者は、それぞれの立場や役割を理解して連携し、協働の体制を構築することが重要です。

そのため、筑西市の環境保全に向け、総合的な調整と適正な進行管理を行う体制を構築します。また、環境保全に向けた施策を確実に実行していくため、環境基本計画実施計画を策定します。なお、環境基本計画の進行管理に関する事項については、市民環境部環境課を事務局とし、そのとりまとめを行います。

筑西市環境審議会

筑西市環境基本条例（第2章第2節第9条第3項）に基づき、環境基本計画の策定及び変更に関する事、その他、市の環境に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議します。

環境基本計画の施策の進捗状況について、市から報告を受け、評価します。

（仮称）筑西市環境市民会議

市民・事業者・市で構成する筑西市環境市民会議を設置し、環境基本計画の推進への協力、環境保全活動や環境学習・環境教育への支援、市民団体の連携、情報の共有を行い、各主体間の連携を図ります。

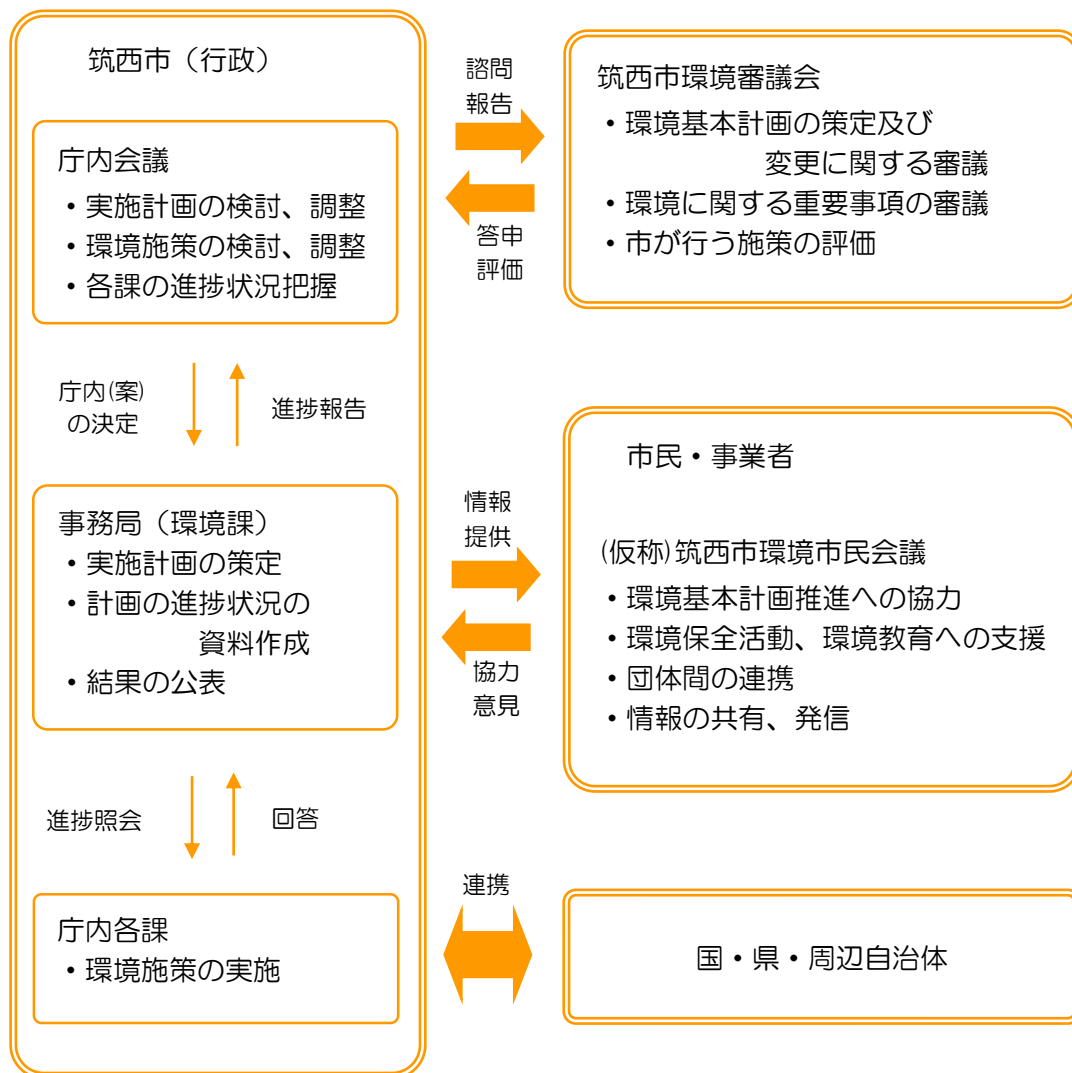
庁内会議

環境基本計画を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画実施計画の施策の検討や調整、各課の取り組みの進捗状況の把握を行います。年度末には、環境基本計画の進捗状況をとりまとめ、必要に応じて実施計画の見直しを行うとともに、筑西市環境審議会に報告します。

事務局

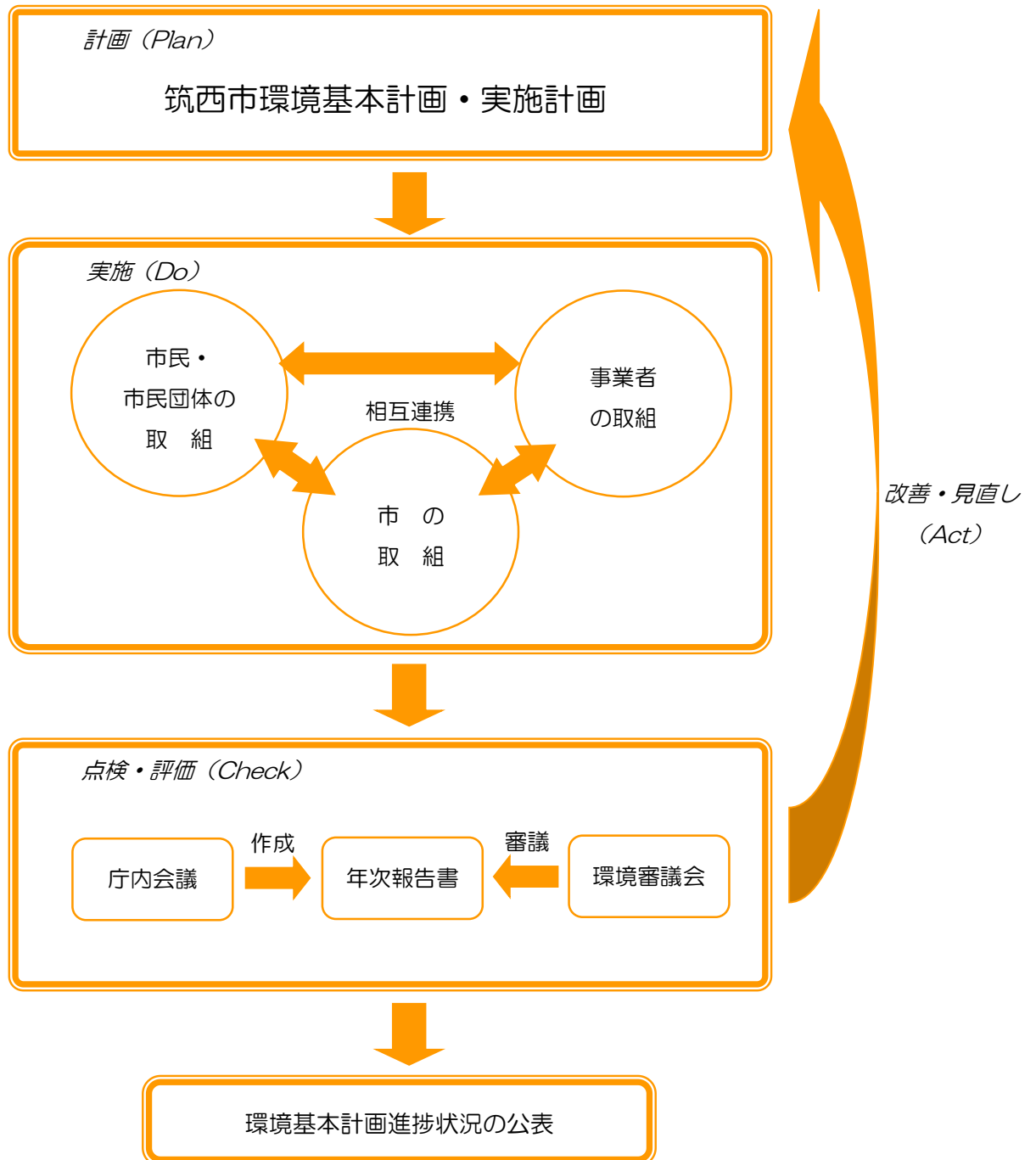
環境基本計画に関する事務は、市民環境部環境課に事務局を置き、実施計画や進捗状況のとりまとめなど資料の作成、会議の招集を行います。

◆ 計画の推進体制



第2節 計画の進行管理

筑西市環境基本計画は、計画(Plan)→実行(Do)→点検(Check)→改善・見直し(Act)の4つのステップを繰り返し、定期的に目標や施策の進捗状況を評価、改善していきます。



資料編

筑西市環境基本計画策定経過

期 日	会 議 等
平成 27 年 10 月 29 日	第 1 回筑西市環境基本計画策定委員会 ・環境基本計画策定について
市民・事業者： 平成 28 年 1 月 20 日～2 月 15 日 小学校・中学校： 平成 28 年 1 月 15 日～1 月 29 日	アンケート調査
平成 28 年 2 月 15 日	第 1 回筑西市環境審議会 ・基礎調査結果の報告，骨子案の検討
平成 28 年 2 月 22 日	第 2 回筑西市環境基本計画策定委員会 ・基礎調査結果の報告，骨子案の検討
平成 28 年 3 月 22 日	第 3 回筑西市環境基本計画策定委員会 ・アンケート結果報告，基礎調査
平成 28 年 9 月 26 日	第 1 回筑西市環境基本計画策定委員会 ・環境の将来像の検討，施策の体系及び展開の検討
平成 28 年 11 月 28 日	第 2 回筑西市環境基本計画策定委員会 ・環境基本計画(素案)の検討
平成 29 年 1 月 27 日	第 1 回筑西市環境審議会 ・環境基本計画(素案)の検討及び諮問
平成 29 年 2 月 4 日～3 月 5 日	市民意見募集（パブリックコメント）
平成 29 年 3 月 17 日	第 2 回筑西市環境審議会 ・市民意見募集の結果及び答申について



筑環境諮問第1号
平成29年1月24日

筑西市環境審議会
会長 深谷 毅 様

筑西市長 須藤 茂

筑西市環境基本計画（素案）について（諮問）

筑西市環境基本計画（素案）について貴審議会のご意見を賜りたく、筑西市環境審議会条例（平成17年条例第116号）第2条の規定に基づき、諮問いたします。

（諮問理由）

本市は、平成26年度に「筑西市環境基本条例」を制定し、平成27年4月1日から施行しています。条例第9条で、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「筑西市環境基本計画」を定めることとしています。

今日の環境問題に対処し、豊かな自然環境や歴史的資源を継承していくとともに、中・長期的な視野に立ち、健康で文化的な生活を営みながら、市民・市民団体・事業者・市が協働した環境負荷の少ない、総合的な環境づくりを推進するため、「筑西市環境基本計画（素案）」を策定いたしましたので貴審議会の意見を求めるものです。

平成29年3月28日

筑西市長
須 藤 茂 様

筑西市環境審議会
会長 深 谷 毅

筑西市環境基本計画（素案）について（答申）

平成29年1月24日付をもって諮問のあった筑西市環境基本計画（素案）について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 筑西市環境基本計画（素案）について、市民、市民団体、事業者等の代表者10名からなる筑西市環境基本計画策定委員会により、熱心な協議のうえにまとめられており、市民、市民団体、事業者、関係機関の意見が十分反映された計画となっていることから、適切な計画であると認めます。
- 2 本計画の実現に向けて、下記事項に十分配慮のうえ推進に努めること。
 - (1) 市民、市民団体、事業者、行政の協働による環境保全の取り組みを積極的に推進すること。
 - (2) 施策を実施するうえで必要な予算については、予算措置等を十分に検討すること。
 - (3) 市民、市民団体、事業者等に対して、期待するものが多くあるので、理解と協力が得られるよう広報、啓発等を積極的に行い、周知徹底を図ること。
 - (4) 環境基本計画実施計画に基づき、適切な事業の推進に努めること。
 - (5) 目標指標の実現に向けて努力すること。

筑西市環境審議会委員名簿

区分	氏名	職業・役職等（選出団体）	備考
識見を有する者	榎戸 甲子夫	筑西市議会総務企画委員長	
	田中 隆徳	筑西市議会総務企画副委員長	
	水柿 重壽	筑西市農業委員会会長	
	荘司 達夫	県西県民センター環境・保安課長	
	寺門 正裕	筑西土木事務所道路管理課長	
	前島 雅人	筑西警察署生活安全課長	
	榎戸 久	真壁医師会筑西支部長	
	吉澤 貴美子	筑西市教育委員会教育委員長	
	深谷 毅	茨城県自然保護指導員	会長
	藤枝 祥一	一般社団法人 茨城県産業廃棄物協会理事	
市民の代表者	袖山 信勝	筑西市自治連合会会長	
	松崎 清	筑西市自治連合会副会長	
	為我井 茂	筑西市自治連合会副会長	
	中島 悌次	筑西市自治連合会副会長	
	野澤 和子	筑西市地域女性団体連絡会会長	副会長
	初澤 弘子	筑西市水環境クリーン推進委員会副会長	
事業者等の代表者	宮地 保尋	下館第一工業団地連絡協議会 ヒノマル（株）関東工場工場長	
	湯本 真一	下館第二工業団地連絡協議会 積水化成品関東（株）下館製造グループ長	
	梅田 康貴	つくば関城工業団地連絡協議会 （株）ウメダ営業管理部長兼つくば工場長	
	小槍 洋介	つくば明野工業団地連絡協議会 （株）メトーカケフ副工場長	

筑西市環境基本計画策定委員会 委員名簿

区分	氏名	職業・役職等	備考	
学識経験を有する者	専門的知識所有者	早瀬 長利	茨城県環境アドバイザー	委員長 県環境アドバイザー
		小幡 和男	ミュージアムパーク県自然博物館 副参事兼企画課長	副委員長 県教育委員会職員
		高橋 郷史	茨城県立岩瀬高等学校長	県教育委員会職員
		古池 源造	茨城県ボランティア U.D 監視員	
		森田 比米子	茨城県地球温暖化防止活動推進員	
市民団体等の関係者	中川 行夫	NPO 法人里山を守る会会長		
	中島 和子	筑西市水環境クリーン推進委員会 顧問		
	國府田 喜久男	系線川周辺の自然を守る筑西連絡会 会長		
本市の区域内に 在する事業者	高橋 啓	日立化成(株)下館事業所 環境安全管理センター安全担当部長		
	永島 直樹	公益社団法人下館青年会議所 理事長 栄進堂印刷(株) 常務取締役		



平成 27 年 3 月 25 日

条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針(第 8 条)

第 2 節 環境基本計画等(第 9 条—第 11 条)

第 3 節 基本施策(第 12 条—第 19 条)

第 3 章 推進体制(第 20 条—第 23 条)

附則

私たちのまち筑西市は、筑波山を望む広大な田園とそこを流れる鬼怒川・小貝川・五行川などの河川、緑豊かな里山・平地林などの潤いのある自然環境に恵まれ、商業や工業の集積、豊かな農産物の生産、歴史的資源・伝統文化の継承など、茨城県西地域において中心的な役割を担ってきた。

しかしながら、近年における社会経済の発展や生活様式の多様化に伴い、環境問題が深刻な事態となっている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境資源を「市民共有の財産」として守り育みながら、後世に引き継ぐ責務を負っていると同時に、限りある環境資源の中で自然と人間が共生し、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な循環型社会を構築していかなければならない。

ここに、私たちは、筑西市における豊かで快適な環境の保全と創造を図ることを目的として、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び滞在者(観光、労働、就学その他の目的で本市の区域内に滞在する者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **地球環境の保全** 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (2) **環境への負荷** 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) **公害** 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 現在及び将来において市民が本市の豊かな自然環境の恵みを楽しむよう、自然と人との共生を確保すること。
- (2) 健全で持続的な経済の発展を図りながら、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (3) 市、市民及び事業者の地域における日常生活や事業活動は、地球環境全体に影響を及ぼすものであることを認識し、地球環境の保全に資する施策に積極的に参画すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する活動を積極的に推進し、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、事業活動を行うときは、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の適正な処理を行うとともに、その発生の抑制等を進めることにより環境への負荷の低減に努めなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、基本理念にのっとり市が実施する環境の保全等に関する施策に協力し、本市における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

(基本施策)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実現するものとする。

- (1) 公害を防止し、大気環境、水環境、土壌環境その他の環境を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、安全な生活環境を確保すること。
- (2) 野生生物の種及びその多様性を保護するとともに、自然と人との共生を確保すること。
- (3) 森林、農地、水辺等における多様な自然景観及び歴史的文化的な遺産を良好に保全すること。
- (4) 地球環境の保全及び資源・エネルギーの有効利用を図ること。
- (5) 廃棄物の減量、リサイクル等の推進を図ること。
- (6) 市民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習の機会の充実に努めること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、筑西市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全等についての目標及び施策の方向を示すものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、筑西市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 第3項及び前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図り、環境の保全等について配慮しなければならない。

(環境に関する報告)

第11条 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況等について定期的に報告書を作成し、公表するものとする。

第3節 基本施策

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全)

第 13 条 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、かつ、市民等の参加又は協力を得て、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を良好な状態に保全するように努めるとともに、野生生物の生育又は生息に配慮し、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(循環型社会への促進)

第 14 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効活用に取り組むものとする。

3 市及び市民等は、環境への負荷の低減に資する製品等を利用するよう努めるものとする。

(環境の保全等に関する教育、学習及び啓発の推進等)

第 15 条 市は、市民等が環境の保全等について関心と理解を深めるとともに、自発的に活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全等に関する意識向上の啓発、教育の充実及び学習の推進を図り、並びにそれらに資するための情報提供、広報活動等の充実を努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の推進)

第 16 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するため、市民等が情報交換し、又は連携するための機会の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等との協働の推進)

第 17 条 市は、環境基本計画に基づき、市民等とともにそれぞれの役割に応じて環境の保全等に資するための活動を協働して行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的助成措置)

第 18 条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全等に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第 19 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、法令等の定めのある範囲内で次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に対する必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、法令等の定めのある範囲内で必要な規制及び指導の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(監視、測定等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び調査の実施)

第21条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、公害の防止及び自然環境その他の環境の保全等に関する事項について、情報の収集及び必要な調査を実施するよう努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第22条 市は、環境の保全等に関する活動を市民等とともに協働して推進し、市の機関相互の緊密な連携及び環境の保全等に関する施策の調整を図ることができるよう体制の整備等の必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、又は実施するに当たり、広域的な取り組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

アンケート調査

アンケート調査の概要

配布先・配布数

配布先	配布数
市民	2,500
事業者	100
小学校	879
中学校	984

小学校及び中学校の配布先内訳

小学校名	配布数	小学校名	配布数	中学校名	配布数	
中小	22	関城西小	60	協和中	142	
小栗小	28	嘉田生崎小	13	明野中	149	
新治小	62	太田小	115	関城中	131	
古里小	25	河間小	15	下館北中	44	
長譚小	18	五所小	33	下館南中	204	
上野小	18	養蚕小	60	下館西中	148	
鳥羽小	15	竹島小	32	下館中	166	
村田小	26	伊譚小	30			
大村小	37	川島小	93			
関城東小	66	下館小	111			
小学校 計			879	中学校 計		984

調査の期間

配布先	調査期間
市民・事業者	平成 28 年 1 月 20 日 ~ 2 月 15 日
小学校・中学校	平成 28 年 1 月 15 日 ~ 1 月 29 日

回収率

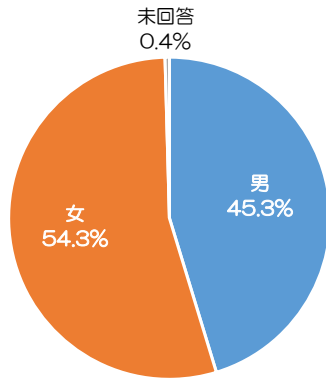
配布先	回収率 (回収数)
市民	36.5 % (912/2,500)
事業者	65.0 % (65/ 100)

※小学校・中学校は、100%の回収率

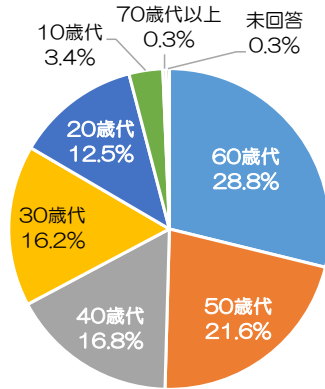
市民アンケート調査結果

質問1 回答した市民の基本情報

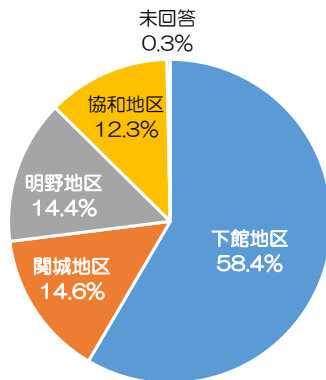
(1) 性別



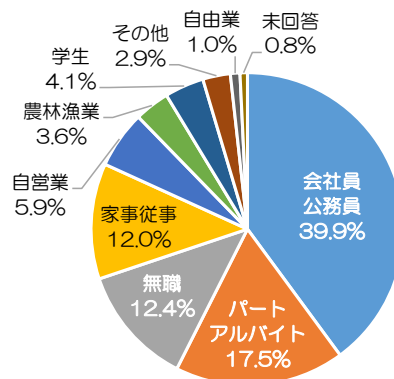
(2) 年齢



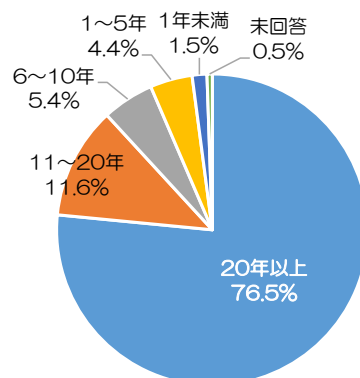
(3) 居住地域



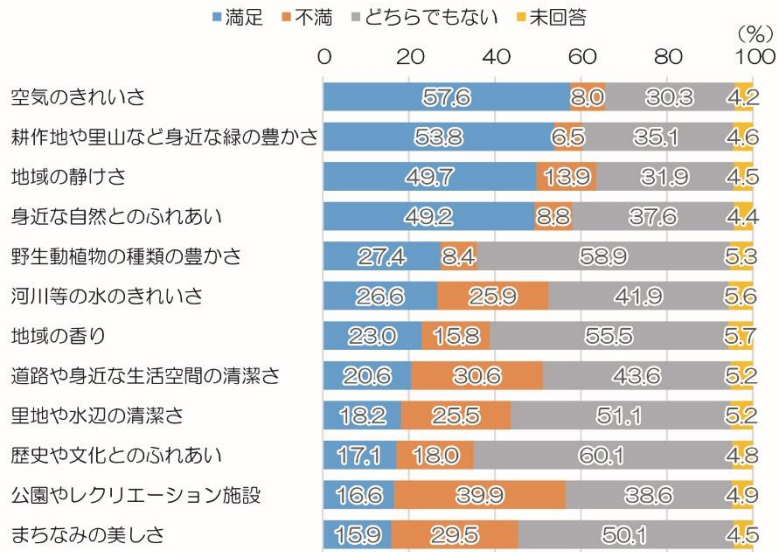
(4) 従事する職業



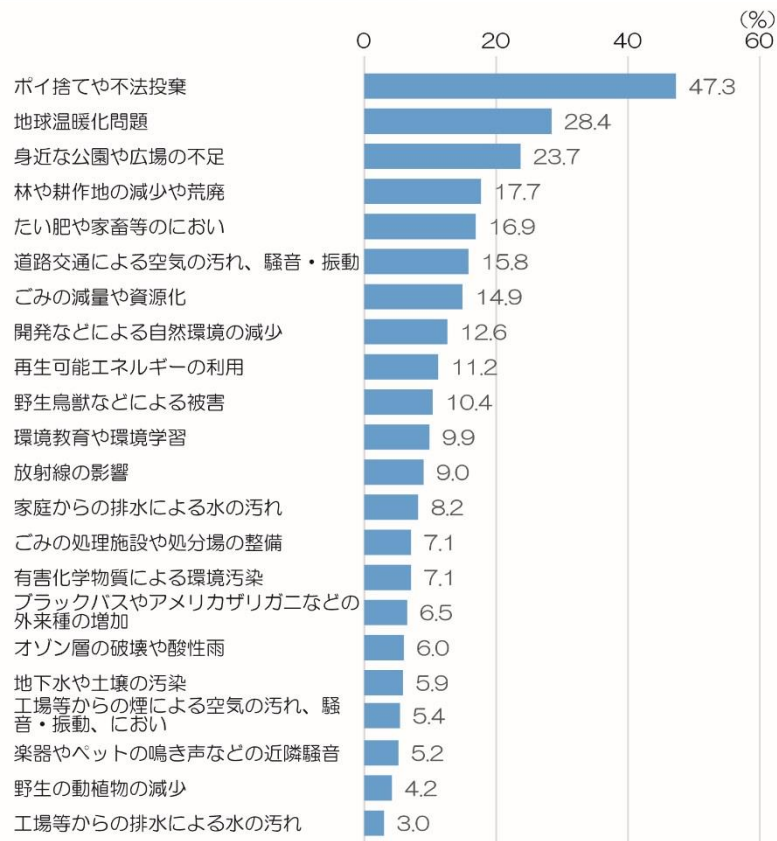
(5) 居住年数



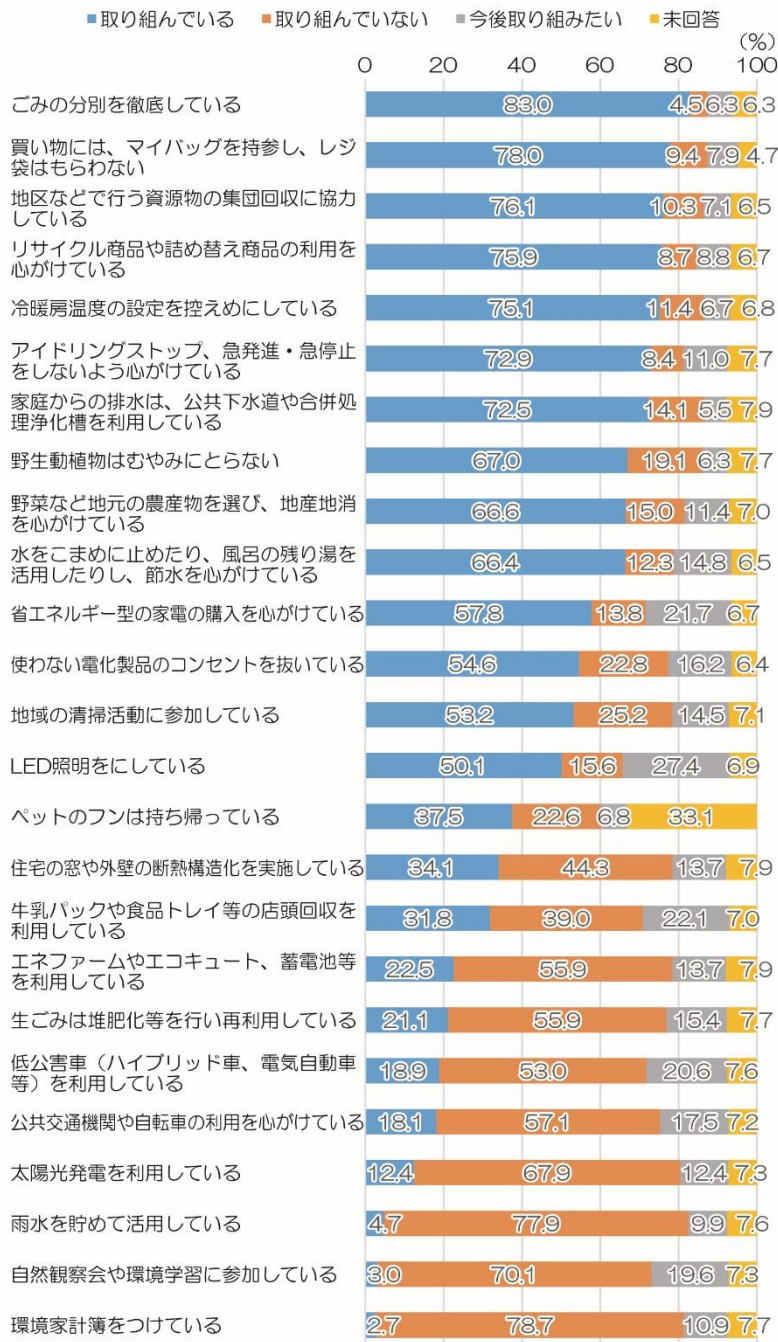
質問2 居住地域の環境への満足度について



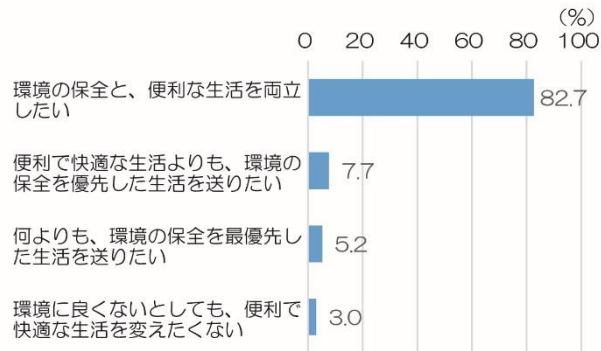
質問3 地域の環境問題への関心について



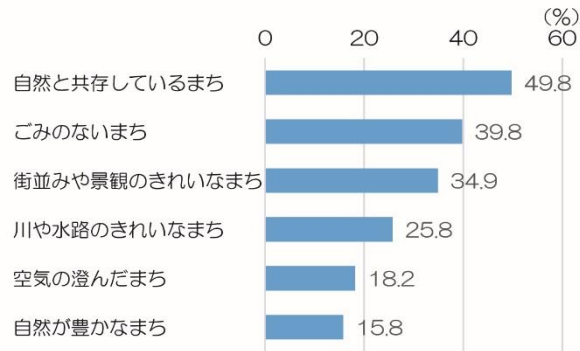
質問4 日常生活で実施している環境保全に向けた取組について



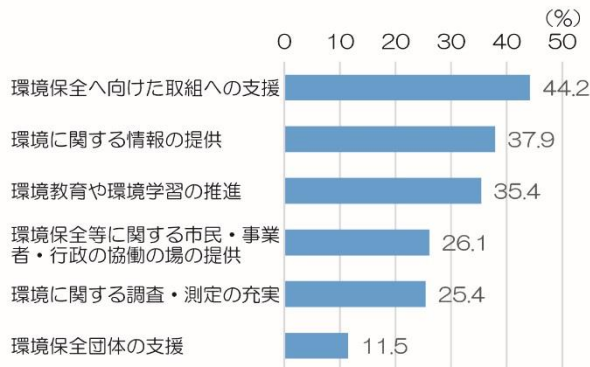
質問5 環境保全と生活の便利さに関する考え方について



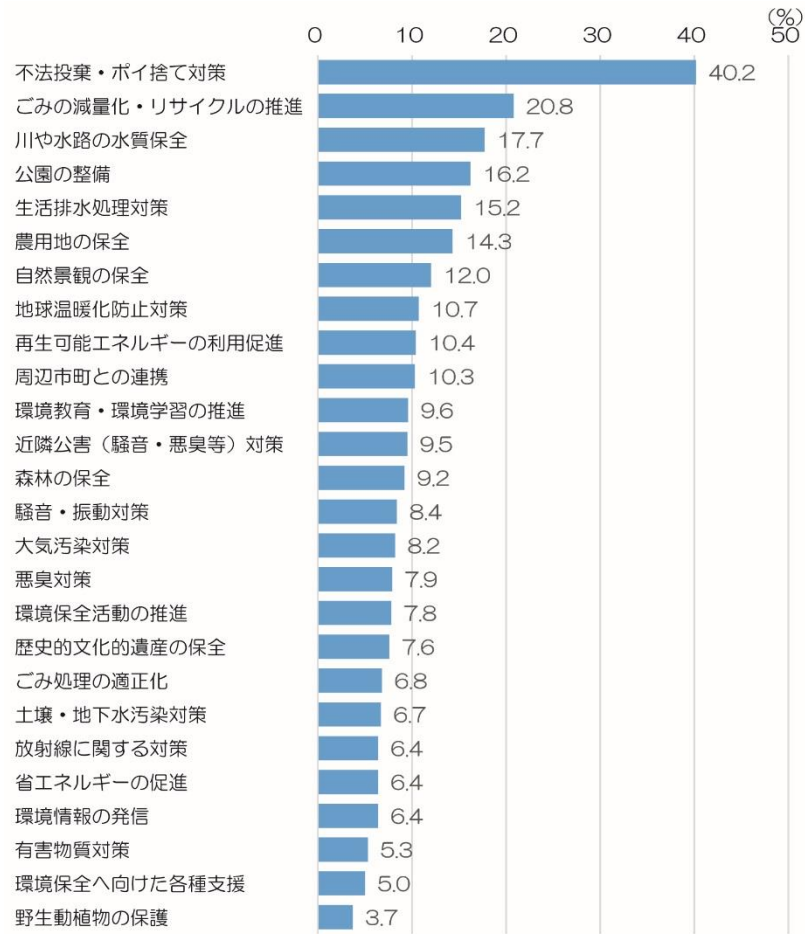
質問6 筑西市の環境の将来について



質問7 環境保全に対する市への要望



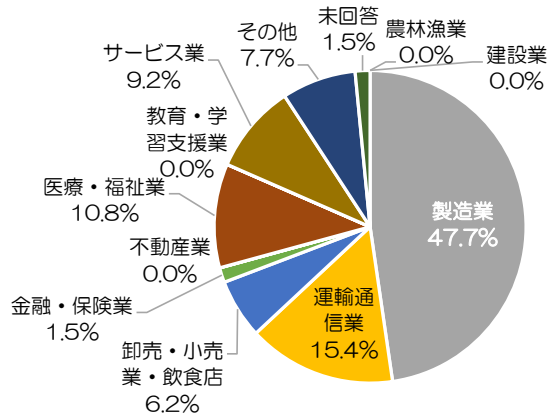
質問8 市が優先すべき環境施策について



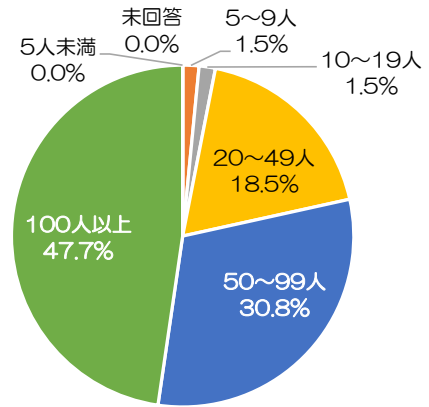
事業者アンケート調査結果

質問1 回答した事業所の基本情報

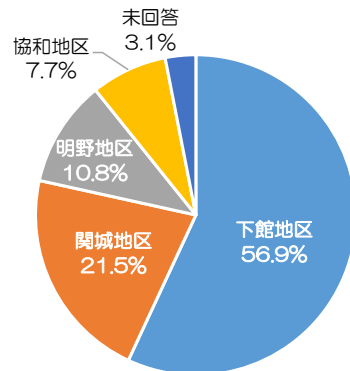
(1) 事業所の業種



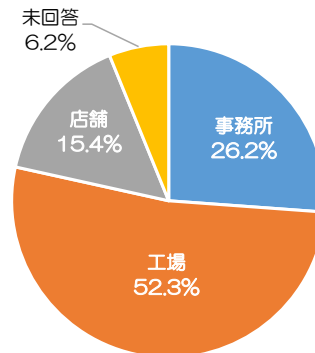
(2) 事業所の従業員数



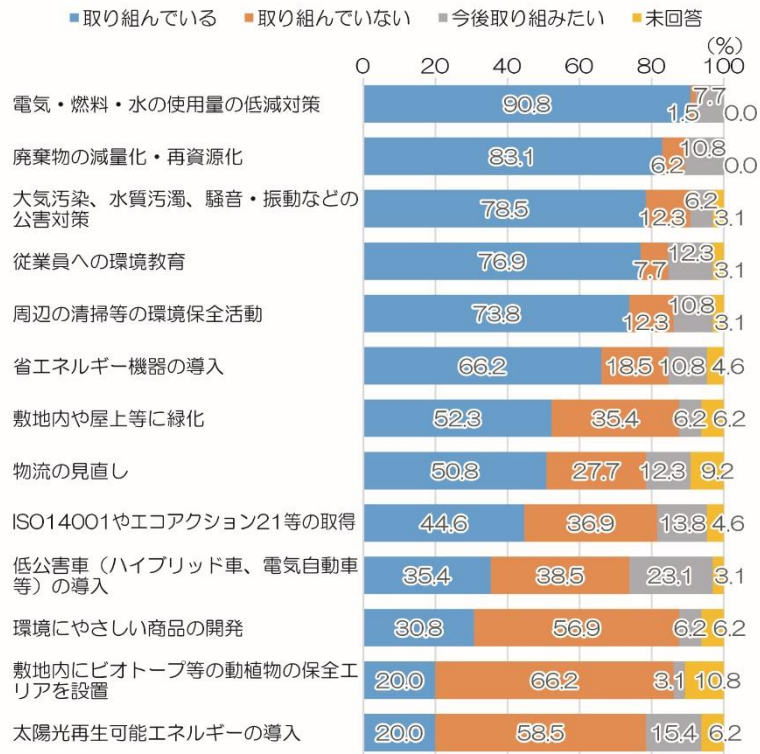
(3) 事業所の所在地



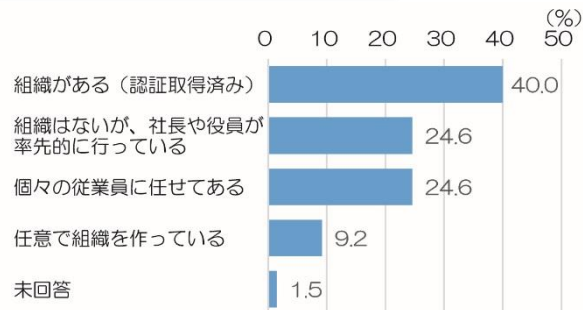
(4) 事業所の形態



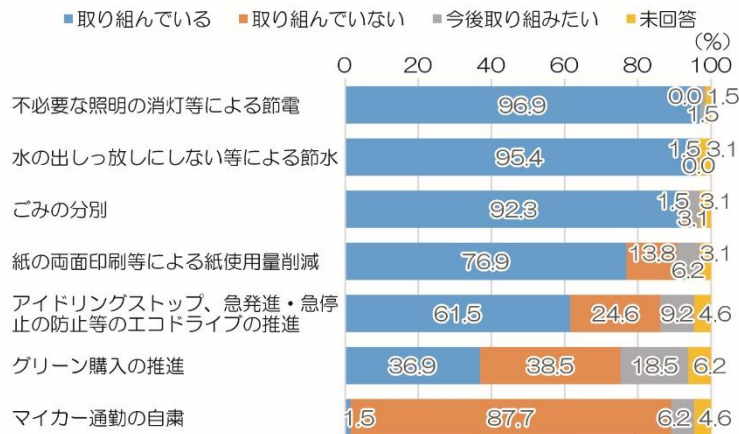
質問2 事業所の環境保全に向けた具体的な取組について



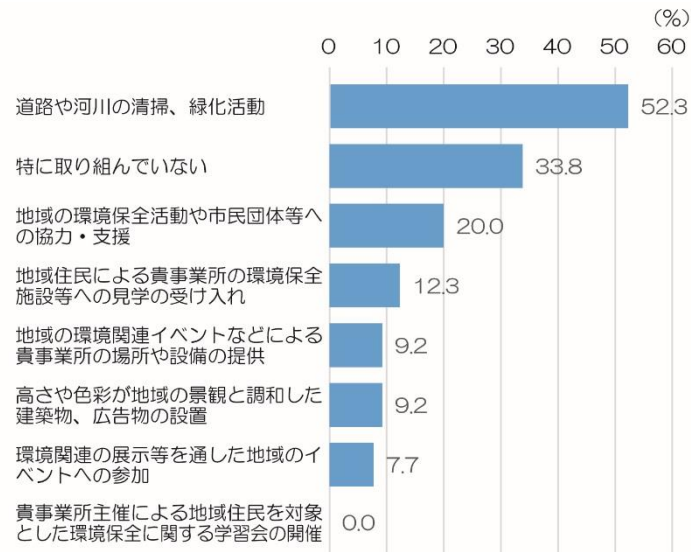
質問3 事業所での環境に関する組織の有無について



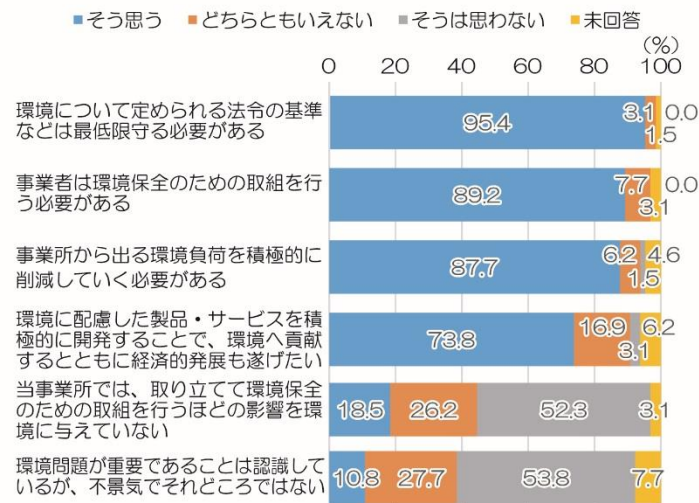
質問4 事業所での環境保全に向けた従業員への指導について



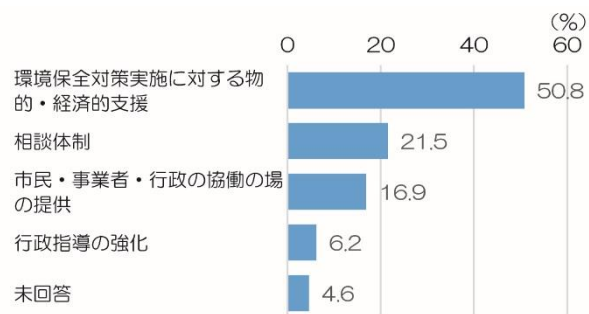
質問5 事業所での地域の環境保全に関する活動への参加・協力について



質問6 事業所での環境問題に対する考え方について

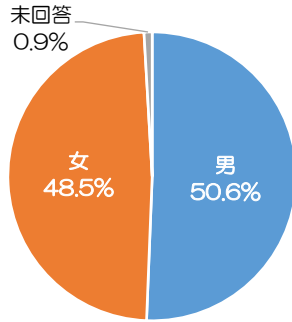


質問7 事業所における環境保全の取組を行う上で行政へ期待することについて

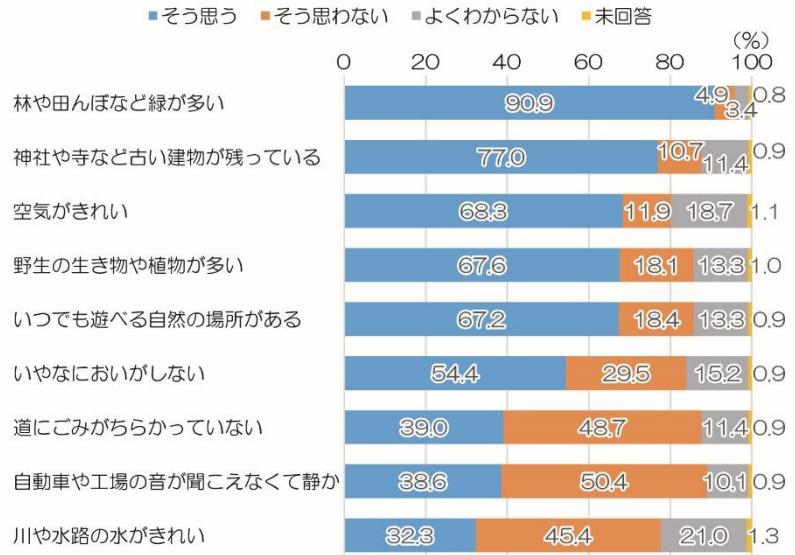


小学校アンケート調査結果

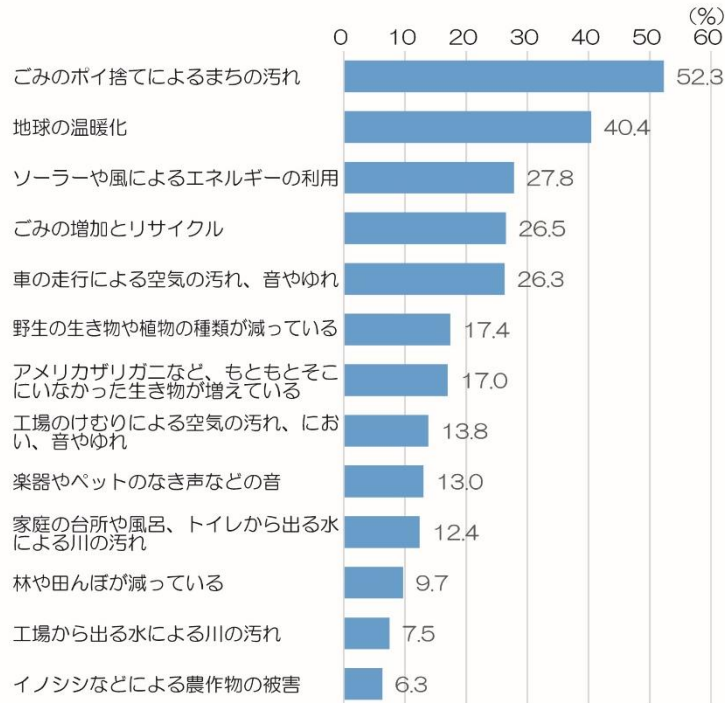
質問1 回答者の性別



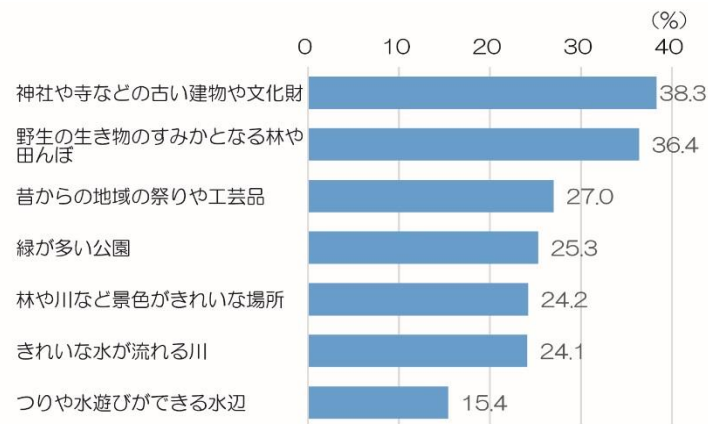
質問2 家や学校のまわりの環境について



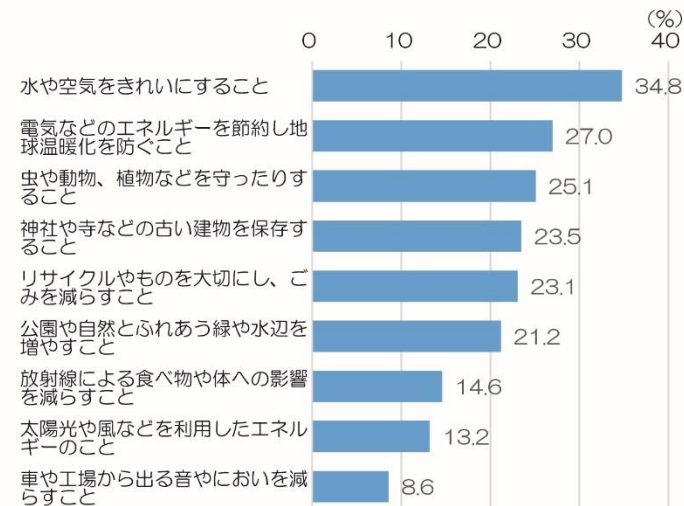
質問3 地域の環境への関心について



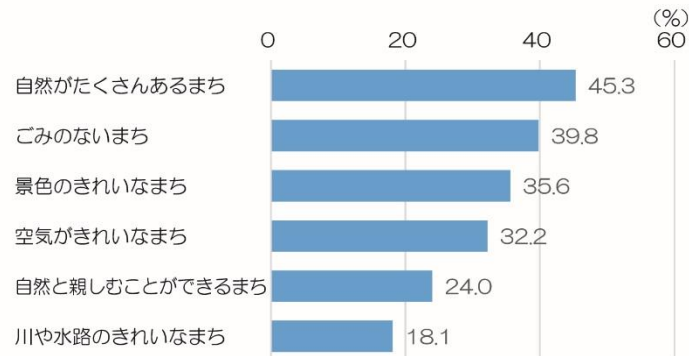
質問4 家や学校のまわりでの保全すべき環境について



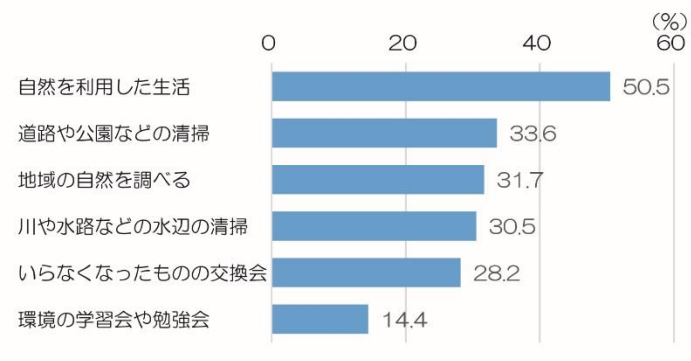
質問5 環境について知りたいことや学びたいことについて



質問6 環境の将来について

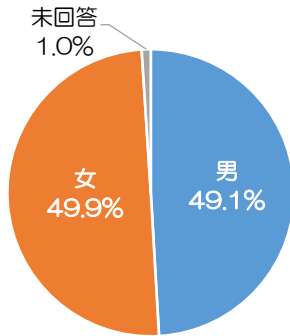


質問7 居住地域の環境を良くするために実施したいことについて

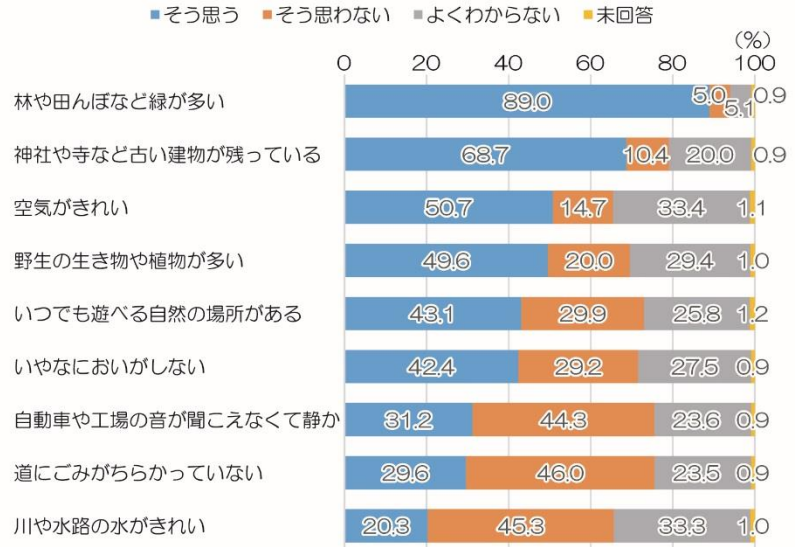


中学校アンケート調査結果

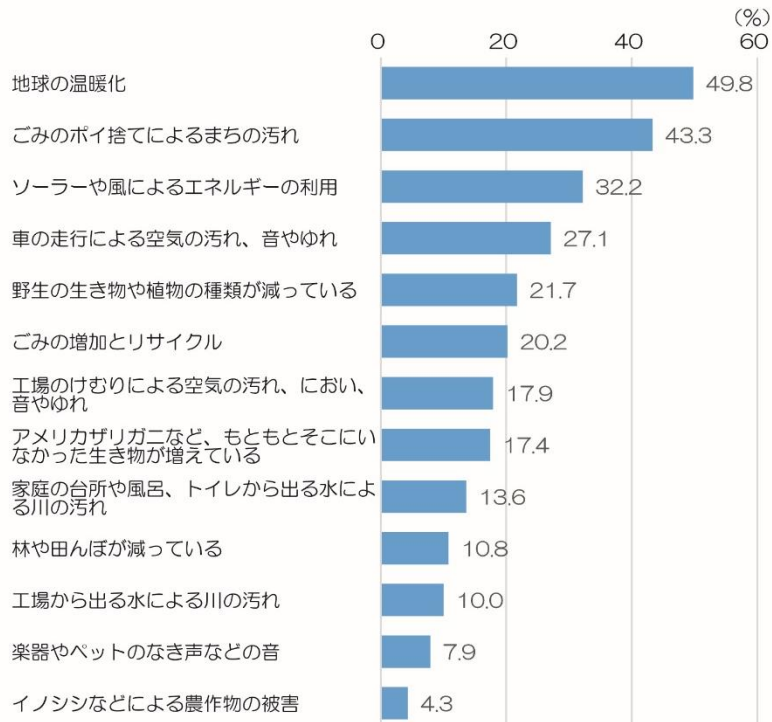
質問1 回答者の性別



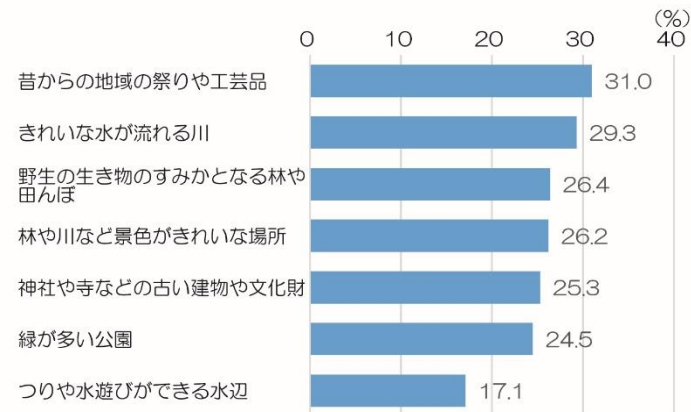
質問2 家や学校のまわりの環境について



質問3 地域の環境への関心について



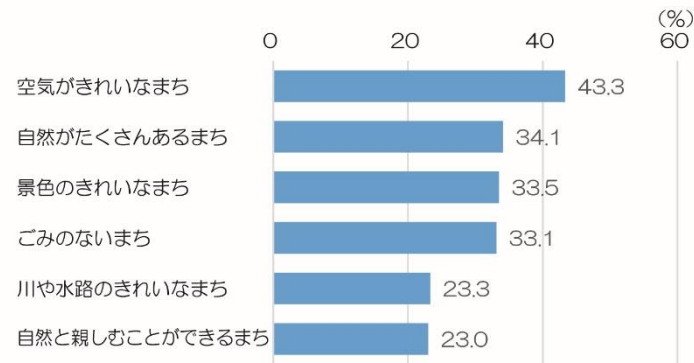
質問4 家や学校のまわりでの保全すべき環境について



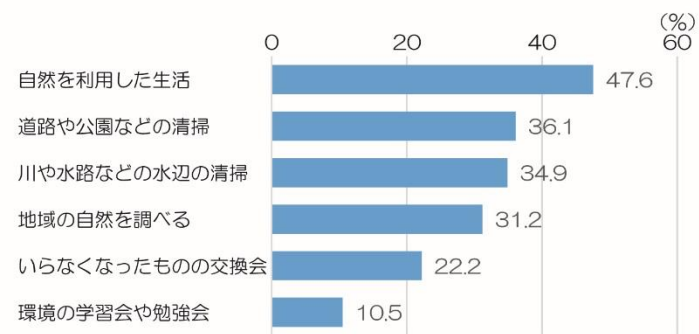
質問5 環境について知りたいことや学びたいことについて



質問6 環境の将来について



質問7 居住地域の環境を良くするために実施したいことについて



あ 行

ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格、事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組みをいいます。

アイドリングストップ

信号まち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させることをいいます。

茨城エコ事業所登録制度

地球温暖化や廃棄物の増加など、環境問題に対する意識向上のため、茨城県で実施している登録制度です。環境負荷の低減に配慮した取組を積極的に実践している事業所を登録し、広く県民に紹介することにより、環境への負荷の少ない社会づくりを目指しています。

茨城エコ・チェックシート

省資源、省エネ、節水の実践などエコライフに取り組むための知恵とヒントが数多く紹介された茨城県で発行する家庭向けのチェックシートをいいます。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項において、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

エコアクション21

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法に取り組んでいる事業者等を認証し登録する制度です。特に、中小事業者に広がっています。

エコドライブ

自動車の運転時に、急発進急加速を避けることや、エアコンの適正使用、アイドリングストップなどに気をつけるとともに、渋滞を回避したり不要な荷物をおろすといった燃費向上に資する取組をいいます。

LED

通常の電球や蛍光灯にかわり、省電力で長寿命な発光ダイオードを用いた照明のことで、省エネルギーの効果が高いことから、全国の公共機関等で採用されています。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主な7物質となります。

か 行

外来種

外国に分布していた生物のうち、なんらかの要因で日本にも分布するようになった種のことです。移入種と外来種には差異はないものとするものや、外来種は人為的要因が強く、移入種は自発的要因を含むものもあります。

化石燃料

生物の死骸や枯れた植物などが地中で変質してできた燃料のことをいいます。石油や石炭、天然ガスなどがあり、エネルギーの約85%は化石燃料から得ていますが、大気汚染や地球温暖化、酸性雨などの原因となるほか、再生産ができず有限であることから、使用量の削減や化石燃料に代わる新たなエネルギーの確保が課題となっています。

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のことです。生活排水は、河川などの水質汚濁の原因となっており、浄化槽法の改正により（平成13年度施行）、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

環境基準

環境基本法の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。

環境マネジメントシステム

企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステムのことをいいます。

揮発性有機化合物

常温、常圧で空気中に揮発しやすい有機化合物で、石油由来のベンゼン、トルエン、キシレンなどの炭化水素類や、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどの有機塩素系化合物があります。揮発すると大気汚染物質となり、水に溶解すると土壌や地下水汚染の原因物質となります。いずれも発がん性があり、排出基準や環境基準が定められています。

原風景

人の心の奥にある懐かしさの感情を伴う風景または心象風景を指します。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒドなどの酸化力の強い大気汚染物質のことをいいます。眼や気道の健康障害が起こる光化学スモッグなどの原因になります。

光化学スモッグ

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒド、エアロゾルが空中に停留してスモッグ状になることをいいます。人の健康に悪影響を及ぼすため、大気汚染として問題視されています。

こどもエコクラブ

環境省では、平成7年から地域において環境保全に関する活動を行う数人～20人程度の小・中学校等のグループを「こどもエコクラブ」として登録し、様々な活動のための支援を行っています。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、中小水力や風力、バイオマス、地熱など、再生可能な特徴を持った次世代のエネルギーをいいます。

里地里山

都市と自然との間に位置する山あいなどの集落(民家)とこれらを取り巻く林地や農地、川、池などを1つのまとまりとしてとらえた地域概念のことをいいます。一般的に、集落を取り巻く林地を里山、それに農地などを含めた地域を里地と呼んでいます。

次世代自動車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音、化石燃料の使用量が少ない自動車のことです。電気自動車、バイオ燃料自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車などをいいます。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方です。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します。

生物多様性

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づくっています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生物多様性は、生態系のバランスを維持する上で重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。

た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つと言われています。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっています。

多自然型川づくり

河川が本来持っている生物の生育・生息環境に配慮するとともに、美しい自然景観の創出・保全を図る整備手法を指します。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める効果があります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されています。1990年から2100年までの間に、地球の平均地上気温は1.4～5.8℃上昇し、海面水位は9～88cm上昇すると予測されています。

沖積低地

主に河川による堆積作用によって形成される平野の一種を指します。河川の流速が遅くなり、運搬されてきた土砂が堆積して平野を形成します。

な行

二酸化窒素

物の燃焼によって発生します。呼吸器系の疾患の原因となっています。

は行

バイオマス

本文中では、バイオマスエネルギーを指しています。バイオ(生物資源)とマス(量)を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスといい、それをもとに発生するエネルギーをいいます。バイオマスの種類としては、紙、家畜ふん尿、食品残渣、木材などがあります。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子の大きさが2.5μm以下の非常に小さな粒子のことです。物の燃焼などにより排出されるものと、大気中での化学反応により生成されるもの、自然由来のものがあります。粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系疾患のほか循環器系への影響が懸念されます。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が10μm以下のものです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがあります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。

放射性物質

放射線を出す性質を持つ物質のことで、その性質を放射能といいます。

ら行

レッドデータブック

希少な野生生物の保護をはじめとする施策を推進するため、生息・生育する希少な野生生物の現状を明らかにすることを目的とした図書で、茨城県版及び環境省版が発刊されています。

筑西市環境基本計画

発行年月：平成29年3月

編集／発行：筑西市市民環境部環境課

茨城県筑西市丙360番地

T E L 0296-24-2111

F A X 0296-24-2274

市ホームページ <http://www.city.chikusei.lg.jp/>

